

京都府循環型社会形成計画の 見直しについて

令和 8 年 7 月 9 日

京都府 総合政策環境部 循環型社会推進課

1. 京都府循環型社会形成計画の見直し
2. 計画の進捗状況
 - (1) 施策の取組状況
 - (2) 目標達成状況
3. 廃棄物処理・資源循環を取り巻く動向
4. 課題
5. 循環型社会のビジョン（計画の基本的な方針）
6. 今後のスケジュール

参考資料

1. 京都府循環型社会形成計画の見直し

2. 計画の進捗状況

（１）施策の取組状況

（２）目標達成状況

3. 廃棄物処理・資源循環を取り巻く動向

4. 課題

5. 循環型社会のビジョン（計画の基本的な方針）

6. 今後のスケジュール

参考資料

京都府循環型社会形成計画（第3期）の概要

● 計画の概要

- 「持続可能な開発目標（SDGs）」に配慮し、気候変動対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向け、多様な主体と連携しながら、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにするために、令和4年3月に策定
- 根拠法令：廃棄物処理法第5条の5
- 計画期間：令和3～12年度

● 現行計画の策定経過（令和3年度）

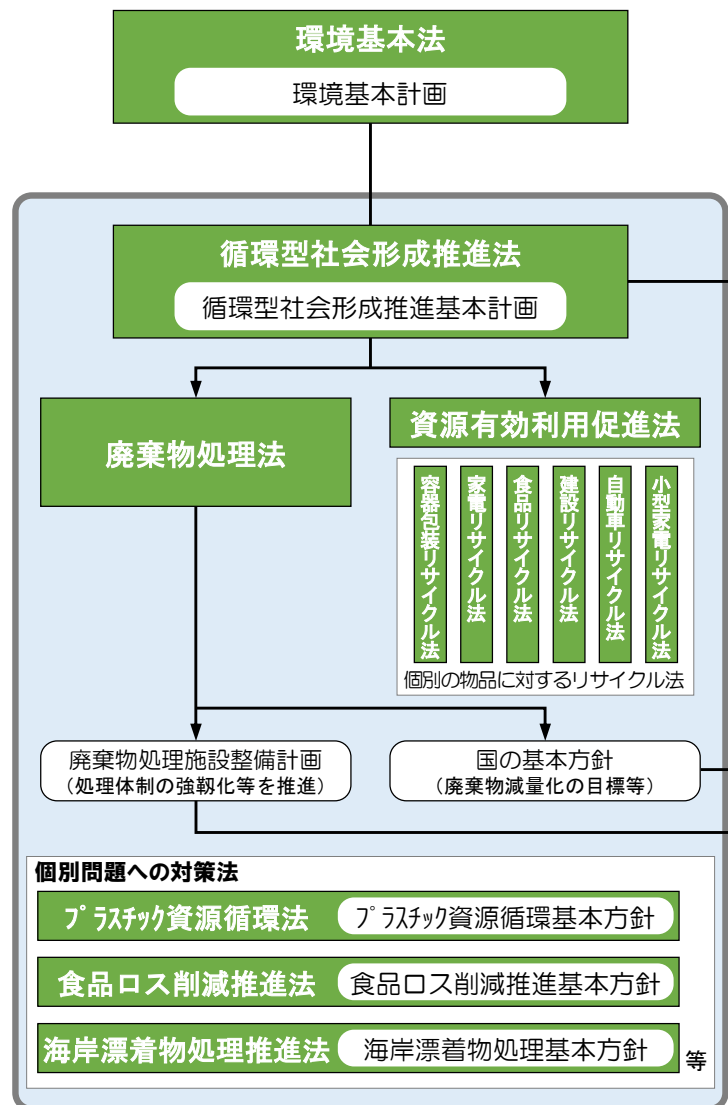
- 京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会に諮問・答申
- 市町村に意見照会
- パブリックコメント実施（5名・10案件）
- 京都府議会（常任委員会）に報告

● 計画の位置付け

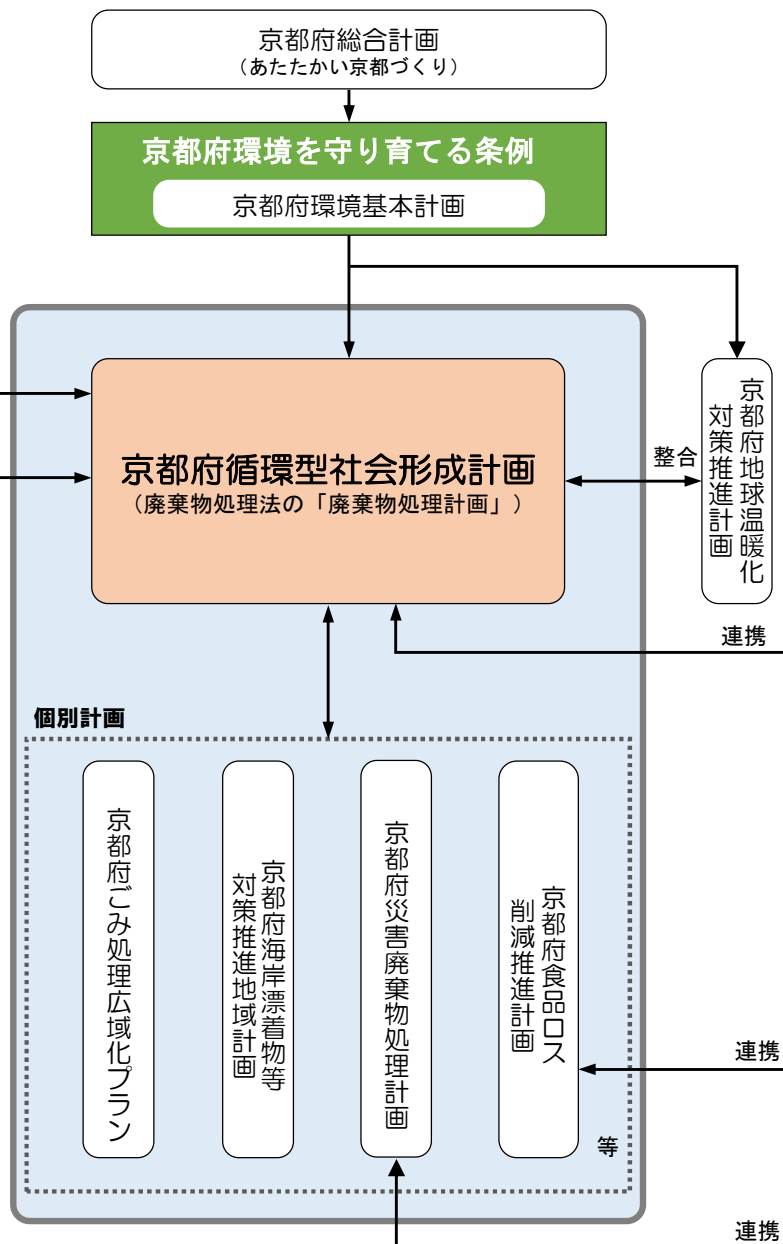
- 循環型社会形成推進基本法に基づく計画
- 廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画
- 「京都府総合計画」や「京都府環境基本計画」の廃棄物分野の個別計画
- 「京都府食品ロス削減推進計画」や「京都府災害廃棄物処理計画」等の上位計画

計画の位置付け

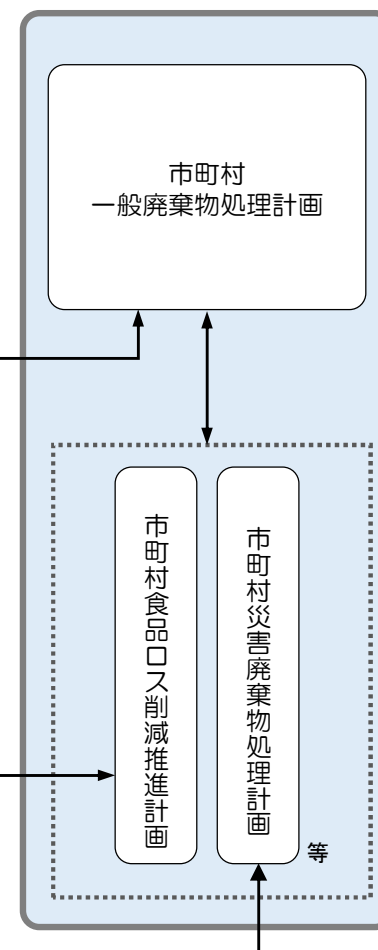
国の法律・計画等



京都府の条例・計画等



市町村の計画等



京都府循環型社会形成計画（第3期）概要

1 基本的事項

<目的・背景>

- 地域循環共生圏の実現に向け、I o T・A I等の先端技術の進展を踏まえ、**サーキュラー・エコノミー（循環経済）を目指す**とともに、コロナ禍等による社会スタイルの変化などの新たな課題に対応するため、第2期計画を改定する。
- 本計画では、「持続可能な開発目標（SDGs）」に配慮し、気候変動対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向け、多様な主体と連携しながら、**資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにする。**

<計画の位置づけ>

- 循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法に基づき、国の基本方針等に沿って定める計画
- 府総合計画や府環境基本計画の個別計画（廃棄物分野）の位置づけ
- 府食品ロス削減推進計画、府プラスチックごみ削減実行計画、府災害廃棄物処理計画等の上位計画

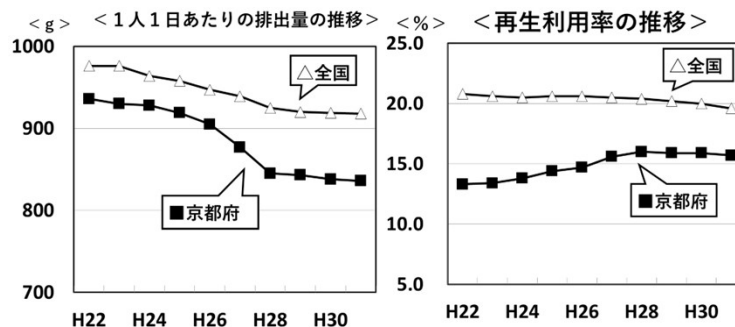
<計画の期間>

令和3年度から12年度までの10年間

2 現状と課題

<一般廃棄物の3R>

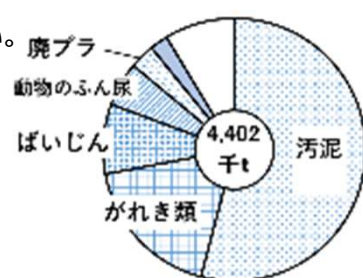
- 生活系排出量は、全国最少。
- 再生利用率は、上昇傾向であるが、全国平均を下回っている。
- 食品廃棄物やプラスチックごみの削減とともに、分別の徹底等が必要
- ごみ処理施設の計画的整備が重要



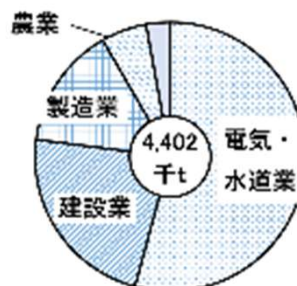
<産業廃棄物の3R>

- 排出量、再生利用量は殆ど横ばい
- 内訳では、電気・水道業（汚泥、ばいじん）、建設業、製造業の割合が大きい。
- 建設廃棄物は最終処分量が多く、解体需要の増加により廃棄物も増加。特に、建設混合廃棄物の対策が重要
- AI・IoT技術を活用した産業廃棄物の処理システムの普及拡大が必要

廃棄物の種類別排出量
(令和元年度)



事業種別の排出量
(令和元年度)



<廃棄物の適正処理>

- 内陸域の散乱ごみ対策を含めた流域一帯の海岸漂着物等の対策が必要
- 耐用年数の経過により、今後、多量廃棄が見込まれる太陽光パネルの適正処理の確保が必要
- 受け皿となる産廃処理施設の整備促進が必要
- 産業廃棄物の不法投棄だけでなく、残土処分も含めた包括的な早期発見・初期対応が重要

<災害廃棄物対策>

- 全ての市町村における災害廃棄物処理計画の策定と実効性確保が必要

<気候変動対策>

- 廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出抑制のため、プラスチックごみの一層の削減とエネルギー回収が重要

<WITHコロナ・POSTコロナへの対応>

- コロナ禍におけるライフスタイルやビジネススタイルの大きな変化への対策が必要。このためには、個々の取組を更に情報発信し大きな取組の輪につなげることが重要

京都府循環型社会形成計画（第3期）概要

3 循環型社会のビジョン

- 環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制、再使用の2Rの取組がより進むサーキュラー・エコミーが構築され、**廃棄物が限りなく削減される循環型社会**
- AI・IoT等の先端技術の活用や、環境に配慮したビジネススタイルへの転換の促進など、地域循環共生圏の創出に資するESG経営が促進され、**環境負荷の低減と経済の好循環が創出される脱炭素社会**
- 環境リスクへの適正管理が行われるとともに、市町村と連携し平時から廃棄物処理システムの強靱化等を図り、災害時に速やかな生活基盤再建を果たす災害廃棄物の処理体制が確保され、**安心・安全な暮らしを支える社会**
- 環境にやさしく、人や社会にも配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換が、**多様な主体とのパートナーシップ（オール京都）で実現される社会**

4 数値目標

<一般廃棄物>

項目	2019年度実績値	2030年度目標値
排出量（万t）	79.6	71.0
再生利用率（%）	15.7	20.0
一般廃棄物焼却により発生する温室効果ガスの排出量（万t-CO ₂ ）	24.0	16.2
最終処分量（万t）	10.7	9.2

<プラスチックごみ>

項目	2019年度実績値	2030年度目標値
容器包装プラスチック排出量（万t）（一般廃棄物）	2.8	1.8
廃プラスチック類排出量（万t）（産業廃棄物）	13.5	7.4

<産業廃棄物>

項目	2019年度実績値	2030年度目標値
排出量（万t）	440.2	422.3
再生利用率（%）	44.2	45.4
産業廃棄物焼却により発生する温室効果ガス排出量（万t-CO ₂ ）	26.8	13.9
最終処分量（万t）	10.7	7.0

<食品ロス>

項目	2019年度実績値	2030年度目標値
食品ロス量（万t）	11.5	9.4
家庭形食品ロス量（万t）	5.6	4.4
事業系食品ロス量（万t）	5.9	5.0

6 各主体の役割

- ・府民、NPO等、観光客、事業者、廃棄物処理業者、市町村、府の役割を明示
- ・府は各主体間をコーディネートし、各主体が連携した広域的取組みを推進

5 施策の展開

モノを大切にする「もったいない」などの精神は、私たちの暮らしの中に息づく、京都府環境基本計画に掲げる京都の豊かな力であり、これを基本にしつつ本計画における目標を達成するため、プラスチックごみ削減実行計画や食品ロス削減推進計画などの個別計画による施策を確実に推進するとともに、「3R・適正処理の推進」、「オール京都によるパートナーシップの強化」、「気候変動対策等へのチャレンジ」の3つの視点から施策を推進する。

<施策の基本的方向>

1 3R・適正処理の推進

- ・廃棄物の3R推進
 - 〔食品ロス削減の推進、プラスチックごみ対策の推進
建設廃棄物の3R促進、3R技術開発支援 等〕
- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・廃棄物処理施設の整備促進
- ・不適正処理対策
- ・京都府の率先行動等

2 オール京都によるパートナーシップの強化

- ・エシカル消費ネットワークなどの関係団体との取組連携
- ・府民、関係団体等が一体となった不法投棄の監視強化
- ・多様な主体と連携した散乱ごみや海岸漂着物処理の体制構築
- ・産学公による資源循環モデル事業の展開
- ・循環型社会を担う人材育成

3 気候変動対策等へのチャレンジ

- ・緩和策（廃棄物分野における温室効果ガス削減）の強化
- ・廃棄物処理施設の強靱化、適応策（災害廃棄物処理対策等）の強化

7 計画の進行管理

- ・毎年進捗を把握・評価管理
- ・計画策定後、概ね5年後に見直し

京都府循環型社会形成計画の見直しについて

● 本計画の見直しについて

現行計画本文において、「廃棄物を巡る動向の変化や計画の進捗状況等に応じて、計画策定後5年程度が経過した時点を目途に、計画の見直しを行う」とされていることから、策定から5年間が経過する令和8年度に中間見直しを行う。

● 本部会の審議について

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定により、本部会に意見聴取（諮問・答申）の上、本計画を見直します。

見直しに関する審議予定としては、令和8年度に全4回の開催を想定しており、以下のとおりお示しする案について、皆様のご意見をいただきたく存じます。

- 第1回 事務局案（基本的事項、現状と課題、循環型社会のビジョン） ←今回
- 第2回 事務局案（数値目標、施策の展開、各主体の役割、計画の進行管理）
- 第3回 中間案
- 第4回 最終案

● 計画期間について

「京都府循環型社会形成計画（第3期）」は10か年計画であるため、今回の見直しでは、計画期間の変更はなし（令和3～12年度のまま）とする。

1. 京都府循環型社会形成計画の見直し

2. 計画の進捗状況

（１）施策の取組状況

（２）目標達成状況

3. 廃棄物処理・資源循環を取り巻く動向

4. 課題

5. 循環型社会のビジョン（計画の基本的な方針）

6. 今後のスケジュール

参考資料

1. 京都府循環型社会形成計画の見直し
 2. 計画の進捗状況
 - (1) 施策の取組状況**
 - (2) 目標達成状況
 3. 廃棄物処理・資源循環を取り巻く動向
 4. 課題
 5. 循環型社会のビジョン（計画の基本的な方針）
 6. 今後のスケジュール
- 参考資料

食品ロス削減に向けた取組

（現行計画の施策：食品ロス削減の推進〔重点〕）

以下、現行計画の重点施策（当面5年間で取り組むとした施策）ほかの取組状況を掲載。

- **「京都府食品ロス削減推進計画」**（令和4年3月策定）に基づき、各施策を推進
- **消費者向け施策**
 - 食品ロス削減月間（10月）を中心に、**コンビニやスーパーと連携し、府内全域で啓発**を実施
 - **市町村と連携し府民向けセミナー**を開催
 - 家庭でできる取組事例等の**啓発動画を作成**し、府YouTubeやデジタルサイネージで発信
- **事業者向け施策**
 - 京都市と協調し、食品ロス削減等の取組を実践する店舗を「**食べ残しゼロ推進店舗**」に認定
 - 令和7年度、3分の1ルール等の商慣習に関する実態調査を実施し、**商慣習見直し事例集を作成**
- **未利用食品の有効活用**
 - **フードドライブ活動支援**：希望する企業・団体にのぼり等の資材を提供、実施情報を府HPに掲載
 - **災害備蓄食品**を活用し、障害福祉事業所と連携して**アップサイクル商品を開発・販売**



ポスターやPOPによる啓発



市町村と連携したセミナー



災害備蓄食品アップサイクル商品の例
（アルファ化米）

プラスチックごみ対策事業

（現行計画の施策：プラスチックごみ対策の推進〔重点〕、廃プラスチック類の3R推進、プラスチックごみの3Rと紙素材等を含む再生可能素材への転換の推進、次世代型環境ビジネスの振興〔重点〕）

- **「京都府プラスチックごみ削減実行計画」**（令和3年1月策定。計画期間：令和2～5年度）に基づき取組を実施。令和6年度以降は、府循環型社会形成計画に基づき実施
- **代替プラスチック製品の技術開発等、ケミカルリサイクル施設導入、使い捨てプラスチック削減の実証事業**（令和4年度まではイベントでのリユース容器導入事業）に対する支援（補助）を実施
- 令和3年度から**廃プラスチック類の排出処理状況報告制度**を開始。毎年度150社余りから報告書の提出を受け、報告事業者に対してアドバイザー派遣を実施
- **府民向け啓発**
給水機の設置、マイボトルキャンペーンの実施、「京都府プラスチック対策セミナー」の開催等



Bioworks(株)における生分解性プラスチックの研究開発



新日本理化（株）リサイクル樹脂



出典：リユース食器ネットワーク

海岸漂着物対策

(現行計画の施策：多様な主体と連携した散乱ごみや海岸漂着物処理の体制構築、プラスチックごみ対策の推進〔重点〕)

- 海岸の維持・保全を図るため、**「京都府海岸漂着物等対策推進地域計画」**を策定し、海岸漂着物等の回収、処理及び発生抑制対策に対する助成や啓発活動を実施
- 京都府内52海岸における海岸漂着物等の**回収及び処理事業を支援**
- 海岸漂着物等の発生を抑制するため、関係者と連携した**啓発活動を実施・支援**。海岸を清掃するとともに、由良川流域の廃棄物発生抑制に係る意識の醸成を図ることを目的とし、スポーツとごみ拾いを掛け合わせた競技**「スポGOMI」を開催**
- 海洋プラスチックごみ対策として、地域団体が行う**美化活動に必要な資機材等の配布**を補助



府内の海岸漂着物の様子



スポGOMIの様子（由良海岸）

産業廃棄物の3Rへの支援

(現行計画の施策：建設廃棄物の3R促進〔重点〕、(一社)京都府産業廃棄物3R支援センターとの連携強化、循環型社会を担う人材の育成〔重点〕)

● 3R技術開発等補助事業

➤ 産業廃棄物を利用したリサイクル製品等の技術開発、施設整備、製品の販路開拓を補助

● 建設廃棄物の3R促進

➤ AIを活用したロボット選別など建設廃棄物の3R技術開発等への補助事業を実施

● 3R支援センター運営事業

➤ サステナビリティアドバイザーの派遣、3R情報等の提供、セミナーや見学会の開催による3R人材育成等、産業界・京都市との意見交換会の定期開催

主な補助事業

補助年度	事業者名	分野	内容
令和7年度	(株)新日本理化	販路開拓	プラスチック類の MATERIAL リサイクル促進のための添加剤「RiKACRYSTA」の販路開拓
令和6年度	(株)京都環境保全公社	施設整備	大量廃棄時代に備えた太陽光パネル処理システムの導入
	近畿電電輸送(株)	販路開拓	陽光パネルのリサイクル製品(ガラス発泡材)の販路開拓・利用拡大
令和4年度	(株)京都環境保全公社	施設整備	PVCを含む廃プラスチック類等をより還元効果を発揮させるケミカルリサイクル用途のRPF製品製造
	三重中央開発(株)	AIロボ導入	画像認識AIを利用した自動選別ロボットの開発



ニュースレター
「3Rのススメ。」



サステナビリティ
アドバイザー

不法投棄対策

(現行計画の施策：不適正処理対策、府民が一体となった不法投棄の監視強化)

● 監視指導体制の強化

- 不法投棄等監視指導員によるパトロールの実施（警察官OB、13名、休日を含め実施）
- 監視カメラやドローン等、デジタル機器を活用した監視
- スカイパトロール・海上パトロールの実施

● 関係機関との連携

- 本庁関係課長等で構成される不法投棄等特別対策機動班、各地域振興局に広域機動班を設置

● 広域連携

- 路上検問の実施（近隣行政機関と合同実施、府県境を跨ぐ不適正処理の未然防止）

● 府民一体の取組

- 不法投棄情報ダイヤル及び不法投棄情報メールによる府民からの情報提供
- 不法投棄撲滅京都府民会議の運営による不法投棄を許さない気運の醸成



不法投棄監視指導員によるパトロール



スカイパトロール（上空（ヘリコプター）からの監視）



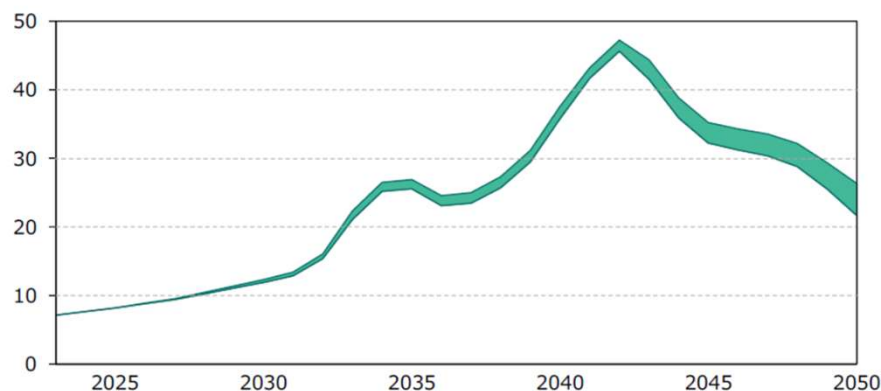
監視カメラの設置状況

京都 P V パネル循環プラットフォーム

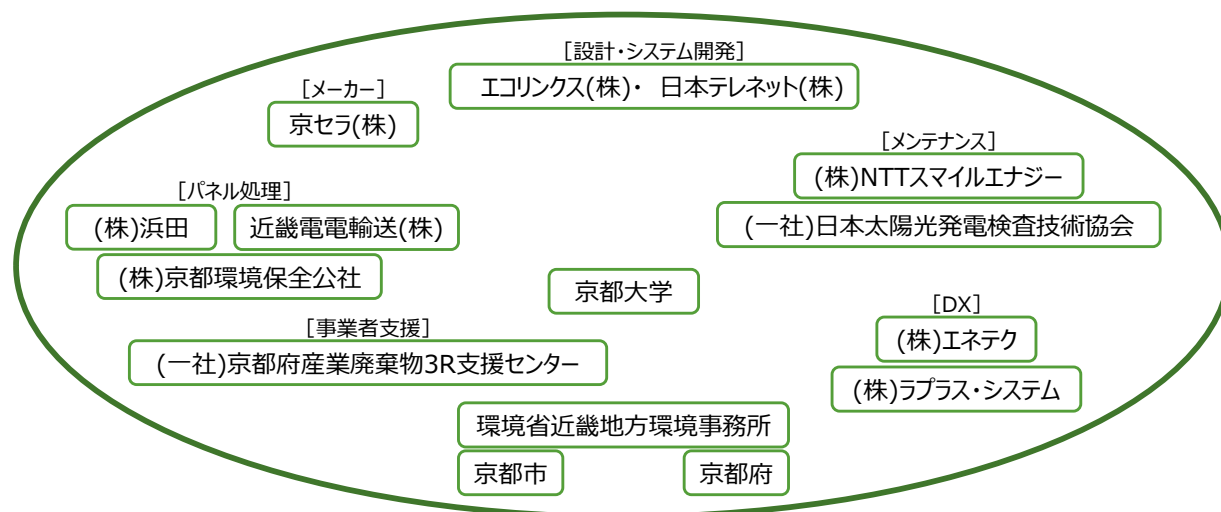
(現行計画の施策：次世代型環境ビジネスの振興 [重点])

- 関係企業・団体の参画のもと、**令和4年12月に設置**。定期的に会議を開催し、検討を継続
- 背景
 - **2030年代中盤以降の使用済太陽光パネルの大量排出**にどう備えるかが課題
 - **府内には、太陽光の製造、設計・システム開発、メンテナンス、使用済パネル処理等の関連事業者が複数存在**
- 目的
 - 関連事業者、支援団体、大学・行政機関等が連携して、課題について抽出・検討し、**京都ならではのPVパネル循環システムの構築**を目指す。
- 取組の例
 - リユース・リサイクルの課題、取組の**方向性等のとりまとめ** (R 5)
 - **情報発信** (リユースパネル導入事例、リサイクル・点検情報等) (R 6～)
 - 排出・回収・処理ルートの実態把握 (R 8 予定)

排出見込量 (万t)



出典：中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ 合同会議（第6回）配布資料



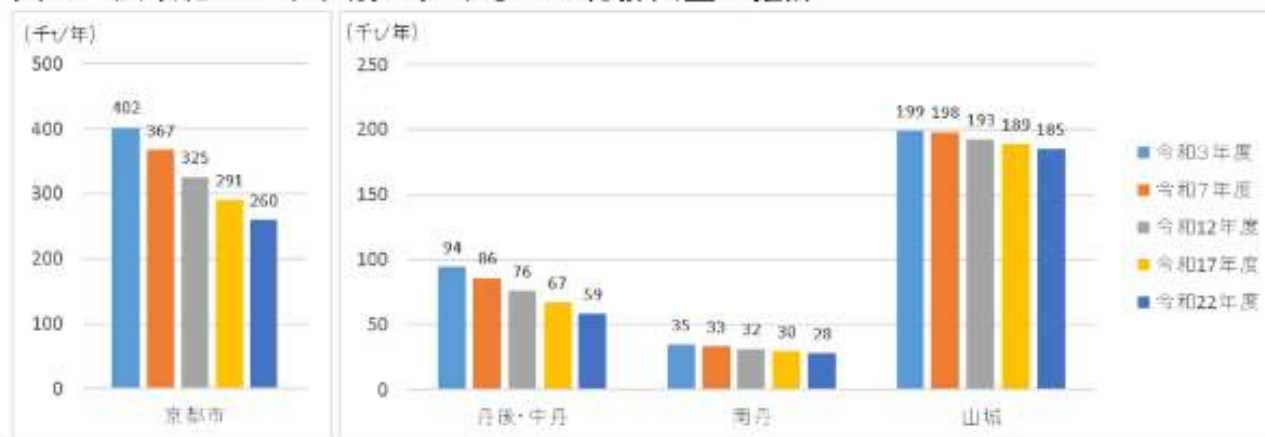
京都府ごみ処理広域化プラン

(現行計画の施策：ごみ処理の広域化等による廃棄物エネルギーの回収・利活用の推進)

- **人口減少・少子高齢化下において持続可能な処理体制を確保するため、一般廃棄物処理の広域化や施設の集約化が必要。**H31環境省通知に基づき、**令和5年12月、「京都府ごみ処理広域化プラン」を策定。**
- 計画期間：令和5年度から令和12年度まで
- 同プランでは、ごみ焼却施設の規模が100t/日以上になることを基本として、市町村等の意向や既存行政ブロックの枠組等、人口減少に伴うごみ排出量の減少などを考慮し、**府域を4つの広域化ブロック**とした。府が事務局となり府・市町村等で構成する**会議体を各ブロックに設置**し、広域化に向けた**検討を継続**している。
- **最近の主な広域化の動き**
 - **京都市・亀岡市**：令和7年12月、可燃ごみ処理の広域化に向けて協議開始
 - **乙訓環境衛生組合・城南衛生管理組合**：乙訓組合から城南組合へのし尿処理の委託を検討中
 - **福知山市**：広域化を選択肢の一つとして、今後の施設整備のあり方を検討中



図8 広域化ブロック別におけるごみ総排出量の推計



出典：京都府ごみ処理広域化プラン

災害廃棄物処理対策

(現行計画の施策：市町村等との連携強化による災害廃棄物の適正処理体制の確保〔重点〕、廃棄物処理事業者との協力体制の構築)

● 計画の策定

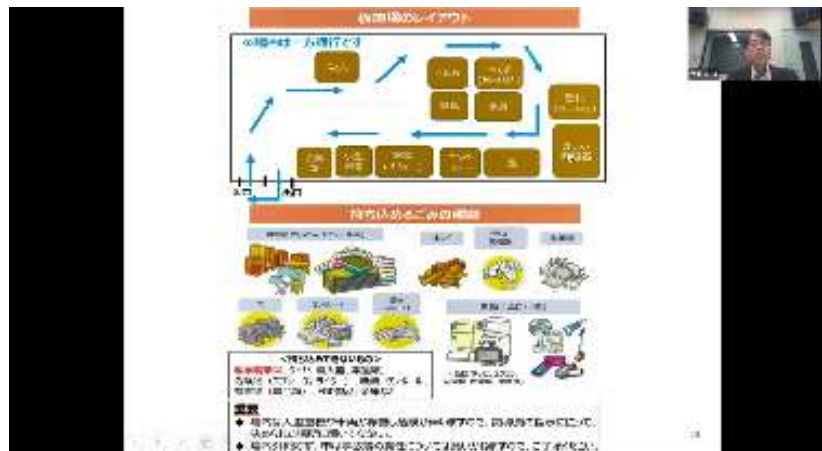
- 「**京都府災害廃棄物処理計画**」を策定（平成31年3月）
- 府内市町村に対しても、災害廃棄物処理計画の策定を呼びかけ。策定支援事業を実施
府内26市町村のうち、25市町村が策定済み。令和8年度中に全市町村で策定見込み

● 実効性の向上

- 令和5年度には、府内市町村・組合などを対象に災害廃棄物処理**図上演習**を実施
- 令和6年から、府内3つのブロック（山城、京都市・南丹、中丹・丹後）ごとに府市町村間の**情報交換の場**として「**地域別協議会**」を設置。**毎年度、ブロック会議**を開催。環境省による**講演**や、各市町村の**仮置場の確保状況等**について情報交換
- 令和7年11月、京都府と京都府環境整備事業協同組合との間で、**し尿収集運搬に関する市町村支援協定**を見直し、協定締結



令和5年度図上演習



令和6年度地域別協議会ブロック会議
(オンライン開催)



令和7年度見直し協定締結式

現行計画のその他重点施策

● 府民一人ひとりの行動変容につながる普及啓発の促進【重点】

- プラスチックごみや食品ロス削減に関する府民向け啓発を実施。令和 6 年度には、小売業・旅館業団体等などに周知の上、使い捨てプラスチックをテーマに「京都府プラスチック対策セミナー」を開催
- 計画に記載された、市町村や各種団体が参画するプラットフォームの設置は未実施

● 情報発信の推進【重点】

- 府の取組や廃棄物処理の現状などについて、ホームページや研修、啓発資材等により情報を発信
- 計画に記載された、観光客や修学旅行生などが排出する食品ロスなどの事業系一般廃棄物の削減に向けたパンフレットの配布等は未実施

● リペア、リフィル、リファビッシュの取組の推進【重点】

- 令和 4 年度以降、リユース容器等の導入に対する補助を実施。府内市町村等におけるリユースの取組を府ホームページで発信
- 国の「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」（令和 7 年改訂）等を市町村に情報提供。
- 計画に記載された、リペアやリファビッシュに関する手引き作成は未実施

現行計画のその他重点施策

● 多量排出事業者における産業廃棄物削減の強化〔重点〕

- 廃棄物処理法に基づき提出された多量排出事業者処理計画書・計画実施状況報告書を取りまとめ、府ホームページで**公表**することで、事業者の**自主的取組を促進**。
- (一社)京都府産業廃棄物 3 R 支援センターにおいて、多量排出事業者に対して**サステナビリティアドバイザーを派遣し、助言等**を実施。
- 計画に記載された、**各業種等の達成目標**（最終処分量や評価項目など）の**設定は未実施**。

● 産業廃棄物の実態把握の取組の強化〔重点〕

- 令和 7 年度に実施した産業廃棄物処理実態調査では、**アンケート意向調査の設問追加**を行った
 - ✓ 調査結果例
リサイクル原材料・製品等の使用状況（n=1086事業所）
使用（予定）あり 40%、使用（予定）なし 30%、未定 20%
- 産業廃棄物処理実態調査は、5 年に一度実施している

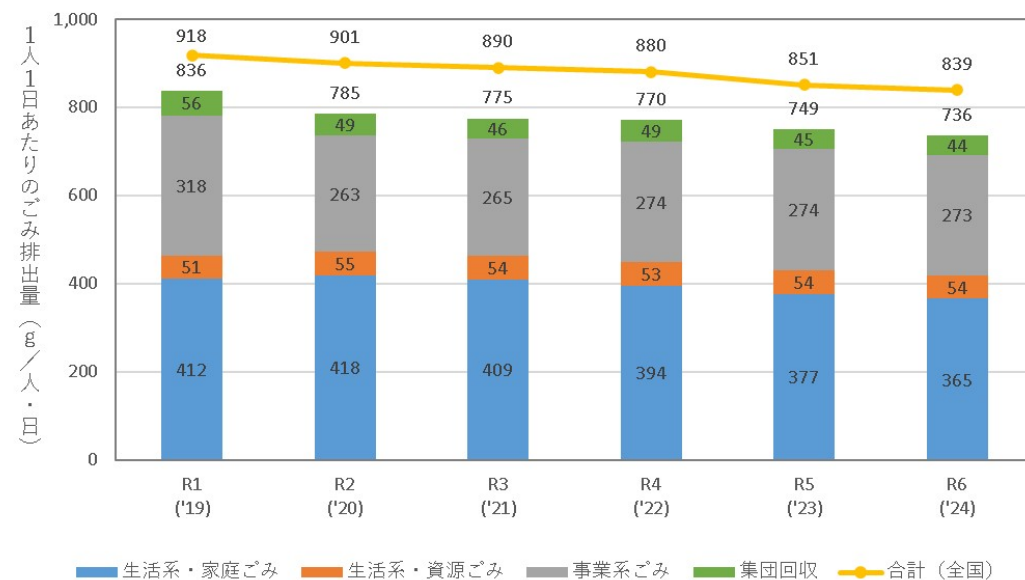
1. 京都府循環型社会形成計画の見直し
 2. 計画の進捗状況
 - (1) 施策の取組状況
 - (2) 目標達成状況**
 3. 廃棄物処理・資源循環を取り巻く動向
 4. 課題
 5. 循環型社会のビジョン（計画の基本的な方針）
 6. 今後のスケジュール
- 参考資料

目標達成状況 一般廃棄物①

排出量、1人1日当たりの排出量

- 排出量、1人1日当たりの排出量は、令和12年度目標を前倒して達成している。
- 令和元年度から令和6年度にかけては、人口減少（-2.5%）よりも、1人1日当たり排出量の減少（-12.0%）が大きく寄与している。食品ロスの削減や、ペーパーレス化の進展、物価上昇に伴う個人消費の抑制等が原因になったものと考えられる。
- なお、生活系ごみの内訳の推移をみると、資源ごみ等が横ばいであるのに対して、可燃ごみが減少していることから、分別は進んでいると考えられる。

項目	令和元 (2019) 年度 実績値	令和6 (2024) 年度 実績値	令和12 (2030) 年度 目標値	目標達成の 見込み
排出量 (1人1日当たりの 排出量)	796千 t (836 g/人・日)	681千 t (736 g/人・日)	710千 t (760 g/人・日)	○
再生利用率	15.7%	14.8%	20.0%	×
一般廃棄物の焼却に より発生する温室効 果ガスの排出量	240千 t -CO ₂	220千 t -CO ₂ (R5実績)	162千 t -CO ₂	×
最終処分量	107千 t	86千 t	92千 t	○

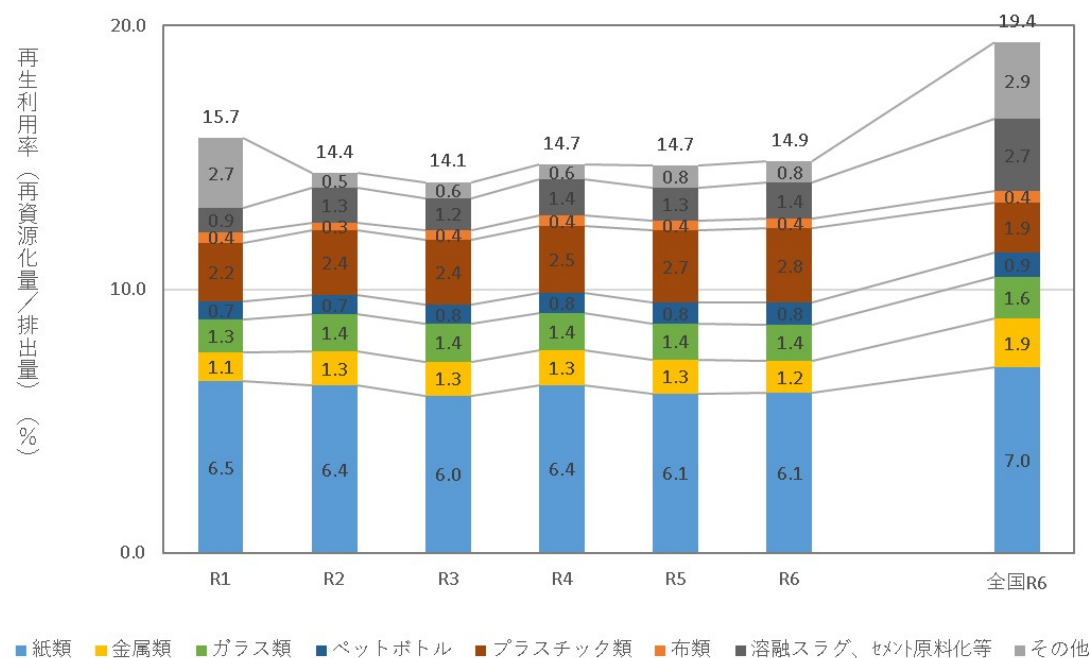


目標達成状況 一般廃棄物②

再生利用率

- 再生利用率は低下しており、現状の推移が続けば、令和12年度**目標の達成は困難な見込み**である。
- プラスチックの再生利用量は増加**しているが、**紙等の再生利用量は減少**したため、減少している。
- 令和6年度の本府の再生利用率は、**全国平均値よりも4.5%低い**。全国平均値を下回る品目は、溶融スラグ・セメント原料化等（-1.3%）、紙類（-1.0%）、金属類（-0.6%）、その他（-2.1%）など。溶融スラグ・セメント原料化については、焼却残渣の溶融スラグ化やセメント原料化を行う施設が京都府近傍にないことが原因と考えられる。
- 他方、**プラスチック類の再生利用率は全国平均値を上回る**（+0.9%）。全26市町村による容器包装プラスチックの分別収集や、うち10市町まで拡大した製品プラスチックとの一括回収、府民による分別の推進が要因と考えられる。

項目	令和元 (2019) 年度 実績値	令和6 (2024) 年度 実績値	令和12 (2030) 年度 目標値	目標達成の 見込み
排出量 (1人1日当たりの 排出量)	796千 t (836 g/人・日)	681千 t (736 g/人・日)	710千 t (760 g/人・日)	○
再生利用率	15.7%	14.8%	20.0%	×
一般廃棄物の焼却に より発生する温室効 果ガスの排出量	240千 t -CO ₂	220千 t -CO ₂ (R5実績)	162千 t -CO ₂	×
最終処分量	107千 t	86千 t	92千 t	○



※溶融スラグ、セメント原料化等 = 溶融スラグ、セメント原料化、セメント工場直投、山元還元

目標達成状況 一般廃棄物③

温室効果ガス排出量

- 一般廃棄物の焼却により発生する温室効果ガス排出量は、削減が進んでおらず、目標達成は困難な見込みである。
- 容器包装等のプラスチックごみの排出削減が不十分であることが原因と考えられる。
- 目標の達成に向けては、プラスチックごみ及び化学繊維ごみの発生抑制や再資源化を進め、焼却量の削減が必要である。

※一般廃棄物の焼却により発生する温室効果ガス排出量は、府内一般廃棄物処理量、及びプラスチック類・合成繊維の一般廃棄物中の組成比から算定。

最終処分量

- 最終処分量は令和12年度目標を前倒しで達成している。
- 排出量や直接埋立量（特に不燃ごみ量）の減少に伴って、最終処分量も減少している。今後も排出量の減少に伴って最終処分量の減少が見込まれる。

項目	令和元 (2019) 年度 実績値	令和6 (2024) 年度 実績値	令和12 (2030) 年度 目標値	目標達成の 見込み
排出量 (1人1日当たりの 排出量)	796千 t (836 g/人・日)	681千 t (736 g/人・日)	710千 t (760 g/人・日)	○
再生利用率	15.7%	14.8%	20.0%	×
一般廃棄物の焼却に より発生する温室効 果ガスの排出量	240千 t -CO ₂	220千 t -CO ₂ (R5実績)	162千 t -CO ₂	×
最終処分量	107千 t	86千 t	92千 t	○

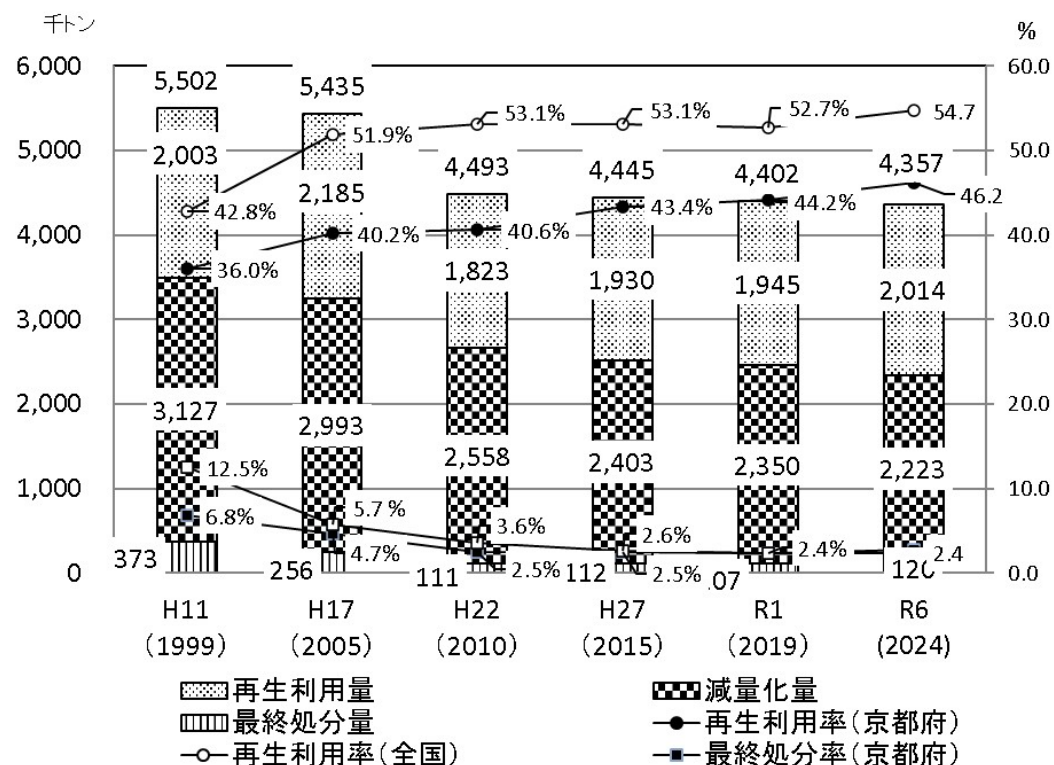


目標達成状況 産業廃棄物①

排出量

- 排出量は減少しているものの、目標値に対して減少量が小さいため、現状の推移が続けば目標達成は困難な見込みである。
- 電気・水道業や製造業においてともに排出量の減少（特に汚泥）が見られる一方、建設業における排出量が増加していることが要因である。
- 今後は、排出量が増加傾向にある建設業を中心に排出抑制を図る必要がある。

項目	令和元年度 実績値	令和6年度 実績値	令和12年度 目標値	目標達成の 見込み
排出量	4,402千 t	4,357千 t (暫定値)	4,223千 t	×
再生利用率	44.2%	45.4% (暫定値)	45.4%	○
産業廃棄物の焼却により発生する温室効果ガスの排出量	268千 t -CO ₂	271千 t -CO ₂	139千 t -CO ₂	×
最終処分量	107千 t	114千 t (暫定値)	70千 t	×

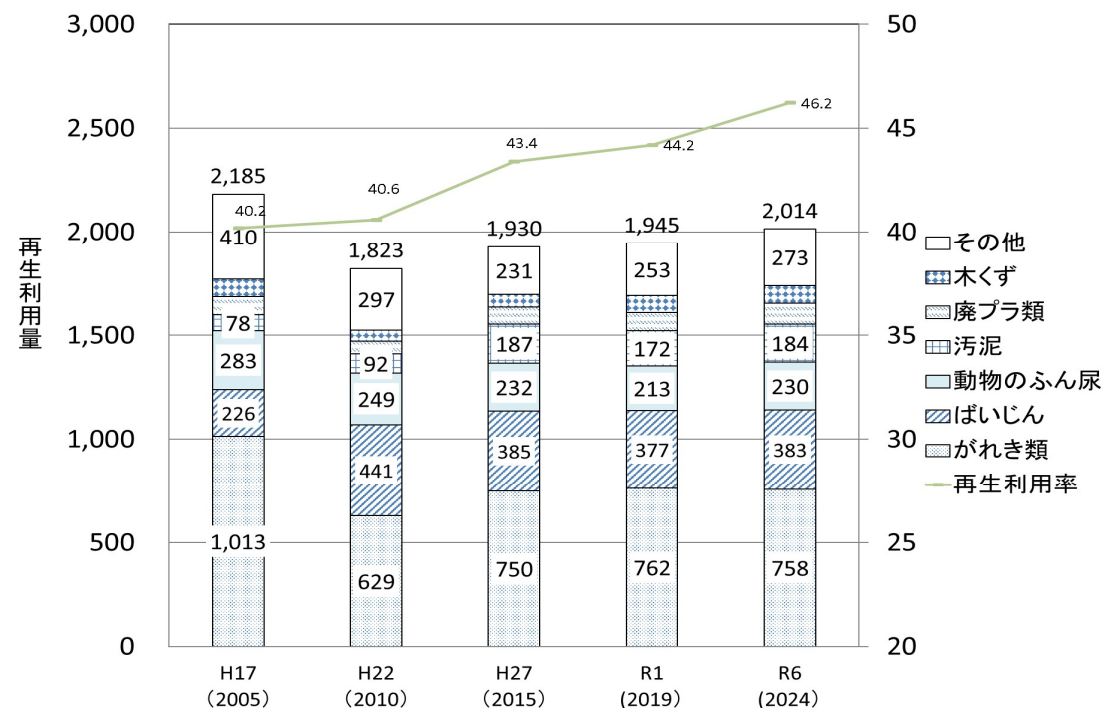


目標達成状況 産業廃棄物②

再生利用率

- 令和6年度の再生利用率は、令和12年度**目標を前倒して達成**している。
- **廃プラスチック類の再生利用量が増加**したことに加え、排出量が比較的大きい**がれき類**において、**高い再生利用率が維持**されていること等によるものである。
- 今後は、建設業等におけるがれき類やプラスチック類のリサイクルを引き続き推進するとともに、建設混合廃棄物を再生利用の推進も必要である。

項目	令和元年度 実績値	令和6年度 実績値	令和12年度 目標値	目標達成の 見込み
排出量	4,402千 t	4,357千 t (暫定値)	4,223千 t	×
再生利用率	44.2%	45.4% (暫定値)	45.4%	○
産業廃棄物の焼却により発生する温室効果ガスの排出量	268千 t -CO ₂	271千 t -CO ₂	139千 t -CO ₂	×
最終処分量	107千 t	114千 t (暫定値)	70千 t	×



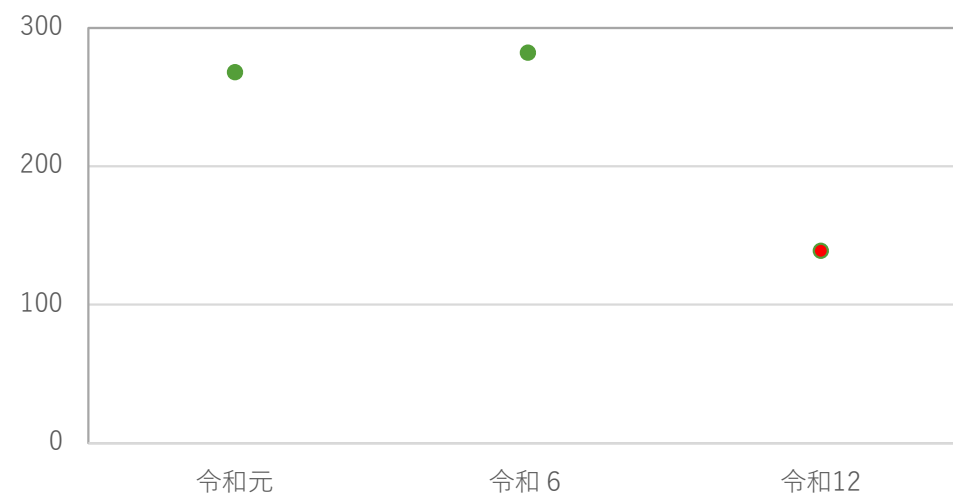
目標達成状況 産業廃棄物③

温室効果ガス排出量

- 産業廃棄物の焼却により発生する温室効果ガス排出量は増加しており、現状の推移が続けば**目標達成は困難**な見込みである。
- この要因としては、**廃プラスチック類及び廃油の焼却**によるものである。特に、再生利用のうち**固形燃料化された廃プラスチック類の焼却**に伴う排出が多い。
- 今後は、可能な限り、廃プラスチック類の**マテリアルリサイクルなど循環利用を促進**し、焼却量を減少させる必要がある。

項目	令和元年度 実績値	令和6年度 実績値	令和12年度 目標値	目標達成の 見込み
排出量	4,402千 t	4,357千 t (暫定値)	4,223千 t	×
再生利用率	44.2%	45.4% (暫定値)	45.4%	○
産業廃棄物の焼却により発生する温室効果ガスの排出量	268千 t -CO ₂	282千 t -CO ₂	139千 t -CO ₂	×
最終処分量	107千 t	114千 t (暫定値)	70千 t	×

温室効果ガスの排出量（千 t -CO₂）

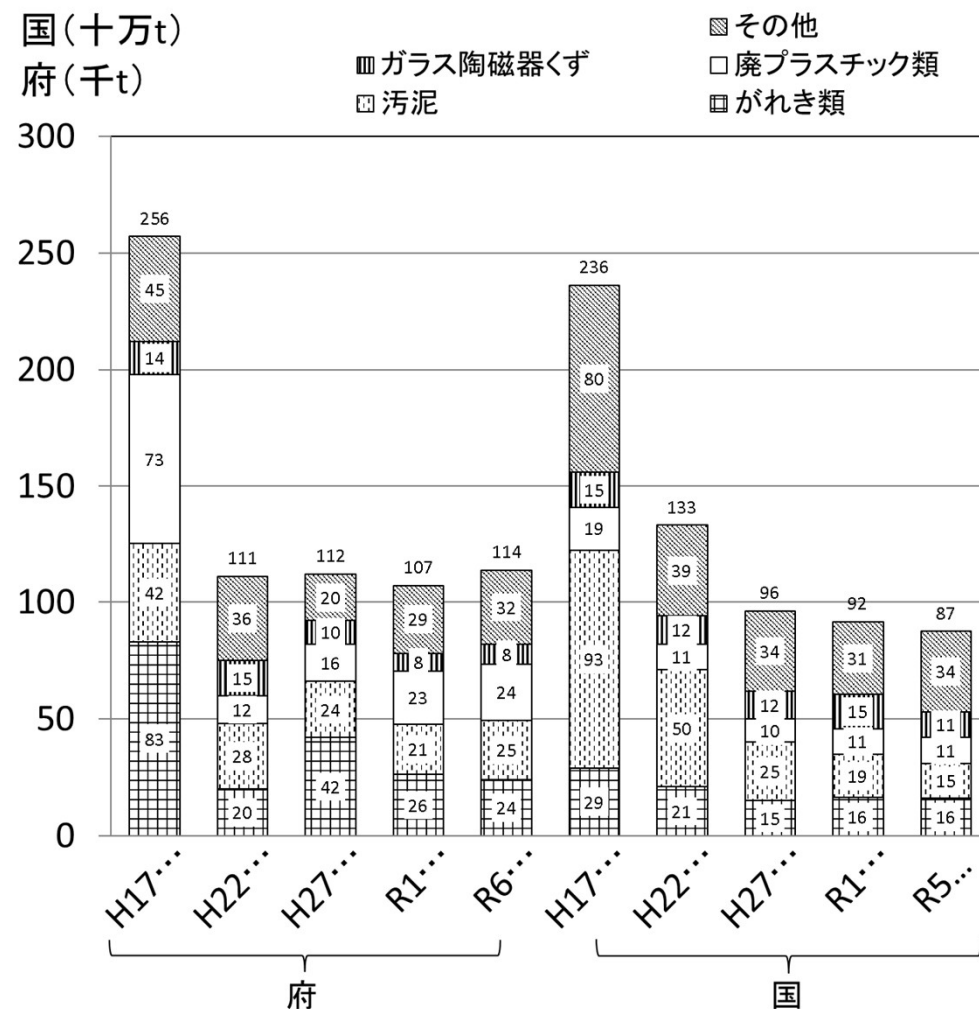


目標達成状況 産業廃棄物④

最終処分量

- 最終処分量は**増加**しており、現状の推移が続けば**目標達成は困難な見込み**である。
- 特に、**建設業の活動量増加**に伴い、**建設混合廃棄物**（ガラス陶磁器くず、その他など）の最終処分量が増加したことが主な要因となっている。
- 今後は、建設混合廃棄物の分別や再生利用などの一層の推進を図る必要がある。

項目	令和元年度 実績値	令和6年度 実績値	令和12年度 目標値	目標達成の 見込み
排出量	4,402千 t	4,357千 t (暫定値)	4,223千 t	×
再生利用率	44.2%	45.4% (暫定値)	45.4%	○
産業廃棄物の焼却により発生する温室効果ガスの排出量	268千 t -CO ₂	282千 t -CO ₂	139千 t -CO ₂	×
最終処分量	107千 t	114千 t (暫定値)	70千 t	×



目標達成状況 プラスチックごみ

容器包装プラスチック（一般廃棄物）排出量

- 容器包装容器包装プラスチック（一般廃棄物）排出量は、横ばいであり、現状の推移が続けば目標達成は困難な見込み。
- 要因としては、容器包装プラスチックに対する需要が一定存在していることに加え、行動変容が十分進んでいないことなどが考えられる。
- 今後は、効果的な使い捨てプラスチック削減の取組を進める必要がある。

廃プラスチック類（産業廃棄物）排出量

- 廃プラスチック類（産業廃棄物）排出量は、増加しており、現状の推移が続けば目標達成は困難な見込みである。
- 特に、卸・小売業、建設業、製造業等で廃プラスチック類排出量の増加がみられた。要因としては、事業活動の増大に伴う排出量増加などが考えられる。
- 今後は、排出抑制に向けて、事業者による排出量削減の促進等を図る必要がある。

項目	令和元 (2019) 年度 実績値	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和12 (2030) 年度 目標値	目標達成の 見込み
容器包装プラスチック (一般廃棄物) 排出 量	28千 t	28千 t	18千 t	×
廃プラスチック類(産業廃 棄物) 排出量	135千 t	149千 t (暫定値)	74千 t	×

目標達成状況 食品ロス

食品ロス量全体

- 食品ロス量全体は、**家庭系食品ロスを中心に削減**が進んでおり、現状の推移が続けば**目標を達成できる見込み**である。なお、国全体でも食品ロスの削減が進んでおり、府内も同様の傾向と思われる。

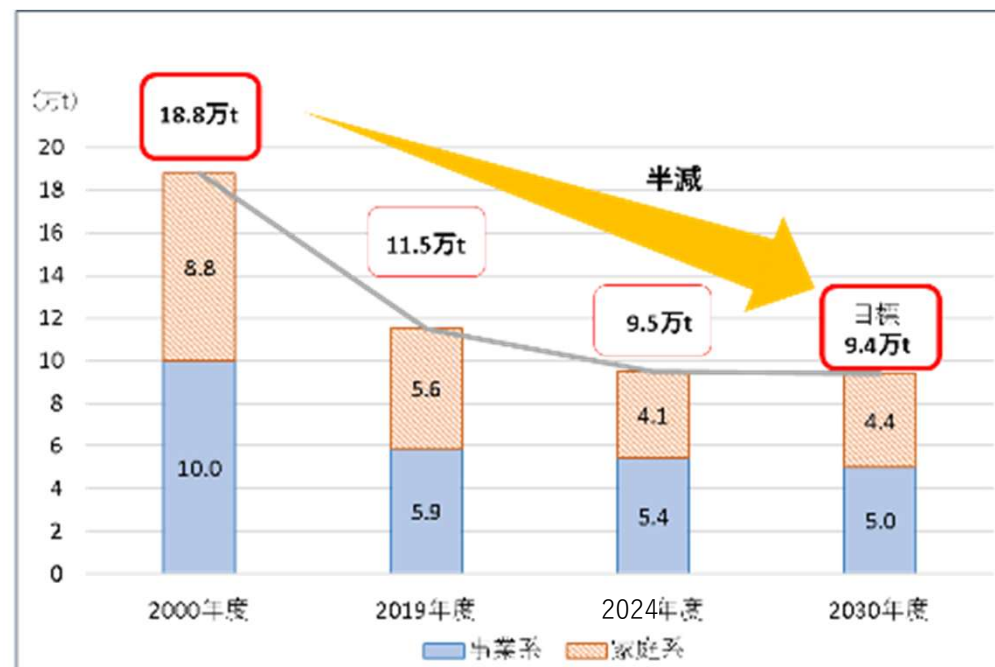
家庭系食品ロス量

- 令和6年度の家庭系食品ロス量は、令和12年度目標を**前倒して達成**している。削減が進んだ要因としては、家庭系食品ロス削減の**取組の効果**や、物価上昇に伴う個人消費の抑制等が考えられる。

事業系食品ロス量

- 事業系食品ロス量は、**減少**が進んでおり、現状の推移が続けば**目標達成できる見込み**。食品関係事業者向けの**施策の効果**や、事業者による自主的取組により削減が進んでいるものと考えられる。

項目	令和元 (2019) 年度 実績値	令和6 (2024) 年度 実績値	令和12 (2030) 年度 目標値	目標達成の 見込み
食品ロス量	115千t	95千t (暫定値)	94千t	○
家庭系 食品ロス量	56千 t	41千 t (暫定値)	44千 t	○
事業系 食品ロス量	59千 t	54千 t (暫定値)	50千 t	○



目標達成状況 施策指標①

食品ロス削減推進計画の策定市町村数

- 食品ロス削減推進計画の策定市町村数は、増加したものの、目標に対して増加数が少ないため、現状の推移が続けば目標の達成は困難な見込み。
- 市町村による食品ロス削減推進計画の策定は努力義務であり、策定にかかる労力や策定の意義が認識されていないことなどから、策定が進んでいないと考えられる。今後、目標達成に向けては、計画策定を促していく必要がある。

災害廃棄物処理計画を策定する市町村数

- 災害災害廃棄物処理計画を策定する市町村数は、増加しており、令和8年度中に令和12年度目標を達成できる見込み。
- 府による市町村の計画策定支援や全国で災害が頻発していることを受け、策定が進んだものと考えられる。
- 今後は、実効性を向上させるために、近年の大規模災害での対応事例を踏まえた計画改定のほか、災害廃棄物処理の体制強化や関係者との連携強化などを進めていく必要がある。

項目	令和2年度 実績値	令和7年度 実績値	令和12年度 目標値	目標達成の見込み
食品ロス削減推進計画の策定・取組を実施する市町村数	3市町村	6市町村 (R6実績)	26市町村	×
災害廃棄物処理計画を策定する市町村数	12市町村	25市町村	26市町村	○
大規模産業廃棄物不法投棄件数	3件	0件	0件	○
地域で食品ロスの知識や削減方法を広める人材の育成数	— (新規)	206人	100人	○

目標達成状況 施策指標②

大規模産業廃棄物不法投棄件数

- 大規模産業廃棄物不法投棄件数は0件で推移しており、令和7年度時点では令和12年度目標を達成している。
- 監視体制の強化など、府による不法投棄対策により大規模事案の発生を防止しているものと考えられる。しかし、小規模事案は現在も一定数発している。悪質・巧妙化する事案に対応するため、引き続き、不法投棄対策の継続・強化をする必要がある。

地域で食品ロスの知識等を広める人材数

- 地域で食品ロスの知識等を広める人材数（食品ロス削減推進サポーターの登録数）は、令和7年度末時点で206人（京都市域を含む）であり、令和12年度目標を前倒して達成している。
- 市町村と連携した制度周知等などにより、増加したものと考えられる。今後も、登録人数の増加に向けた制度周知や、活動を通じた食品ロス知識等の普及に取り組む必要がある。

※食品ロス削減推進サポーター：消費者庁が令和4年度から制度開始。消費者庁の講座を受講するなど、食品ロス削減に関する知識を有し、啓発活動をする意向のある者が登録される。

項目	令和2年度 実績値	令和7年度 実績値	令和12年度 目標値	目標達成の見込み
食品ロス削減推進計画の策定・取組を実施する市町村数	3市町村	6市町村 (R6実績)	26市町村	×
災害廃棄物処理計画を策定する市町村数	12市町村	25市町村	26市町村	○
大規模産業廃棄物不法投棄件数	3件	0件	0件	○
地域で食品ロスの知識や削減方法を広める人材の育成数	— (新規)	206人	100人	○

目標達成状況 総括

- 数値目標及び施策指標（**17項目**）のうち、**9項目**で令和12年度**目標達成の見込み**
- 食品ロス削減**や**一般廃棄物の排出抑制**等については**着実に進展**
- プラスチックごみ**や**廃棄物処理の脱炭素化**等については、**更なる取組が必要**

分野	項目数	目標（見込み）		目標達成 見込み率	達成見込み項目
		達成	達成困難		達成困難な見込み項目
一般廃棄物	4	2	2	50%	排出量、最終処分量
					再生利用率、温室効果ガス排出量
産業廃棄物	4	1	3	25%	再生利用率
					排出量、温室効果ガス排出量、最終処分量
プラスチックごみ	2	0	2	0%	なし
					容器包装プラスチック排出量、廃プラスチック排出量
食品ロス	3	3	0	100%	食品ロス量、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量
					なし
施策指標	4	3	1	75%	災害廃棄物処理計画の策定市町村数、 大規模産業廃棄物不法投棄件数、 地域で食品ロスの知識等を広める人材数
					食ロス削減推進の策定市町村数
合計	17	9	8	53%	

分野 (達成見込み率)	項目	令和元 (2019) 年度 実績値	令和 6 (2024) 年度 実績値	令和12 (2030) 年度 目標値	目標達成の見込み
一般廃棄物 (50%)	排出量 (1 人 1 日当たりの排出量)	796千 t (836 g/人・日)	681千 t (736 g/人・日)	710千 t (760 g/人・日)	○
	再生利用率	15.7%	14.8%	20.0%	✕
	一般廃棄物の焼却により発生する温室効果ガスの排出量	240千 t -CO ₂	220千 t -CO ₂ (R 5 実績)	162千 t -CO ₂	✕
	最終処分量	107千 t	86千 t	92千 t	○
産業廃棄物 (25%)	排出量	4,402千 t	4,357千 t (暫定値)	4,223千 t	✕
	再生利用率	44.2%	45.4% (暫定値)	45.4%	○
	産業廃棄物の焼却により発生する温室効果ガスの排出量	268千 t -CO ₂	282千 t -CO ₂	139千 t -CO ₂	✕
	最終処分量	107千 t	114千 t (暫定値)	70千 t	✕
プラスチックごみ (0 %)	容器包装プラスチック（一般廃棄物）排出量	28千 t	28千 t	18千 t	✕
	廃プラスチック類（産業廃棄物）排出量	135千 t	149千 t (暫定値)	74千 t	✕
食ロス (100%)	食品ロス量	115千t	95千t (暫定値)	94千t	○
	家庭系 食品ロス量	56千 t	41千 t (暫定値)	44千 t	○
	事業系 食品ロス量	59千 t	54千 t (暫定値)	50千 t	○
施策指標 (75%)	食品ロス削減推進計画の策定・取組を実施する市町村数	3 市町村	6 市町村 (R 6 実績)	26市町村	✕
	災害廃棄物処理計画を策定する市町村数	12市町村	25市町村	26市町村	○
	大規模産業廃棄物不法投棄件数	3 件	0 件	0 件	○
	地域で食品ロスの知識や削減方法を広める人材の育成数	－ (新規)	206人	100人	○

1. 京都府循環型社会形成計画の見直し

2. 計画の進捗状況

（１）施策の取組状況

（２）目標達成状況

3. 廃棄物処理・資源循環を取り巻く動向

4. 課題

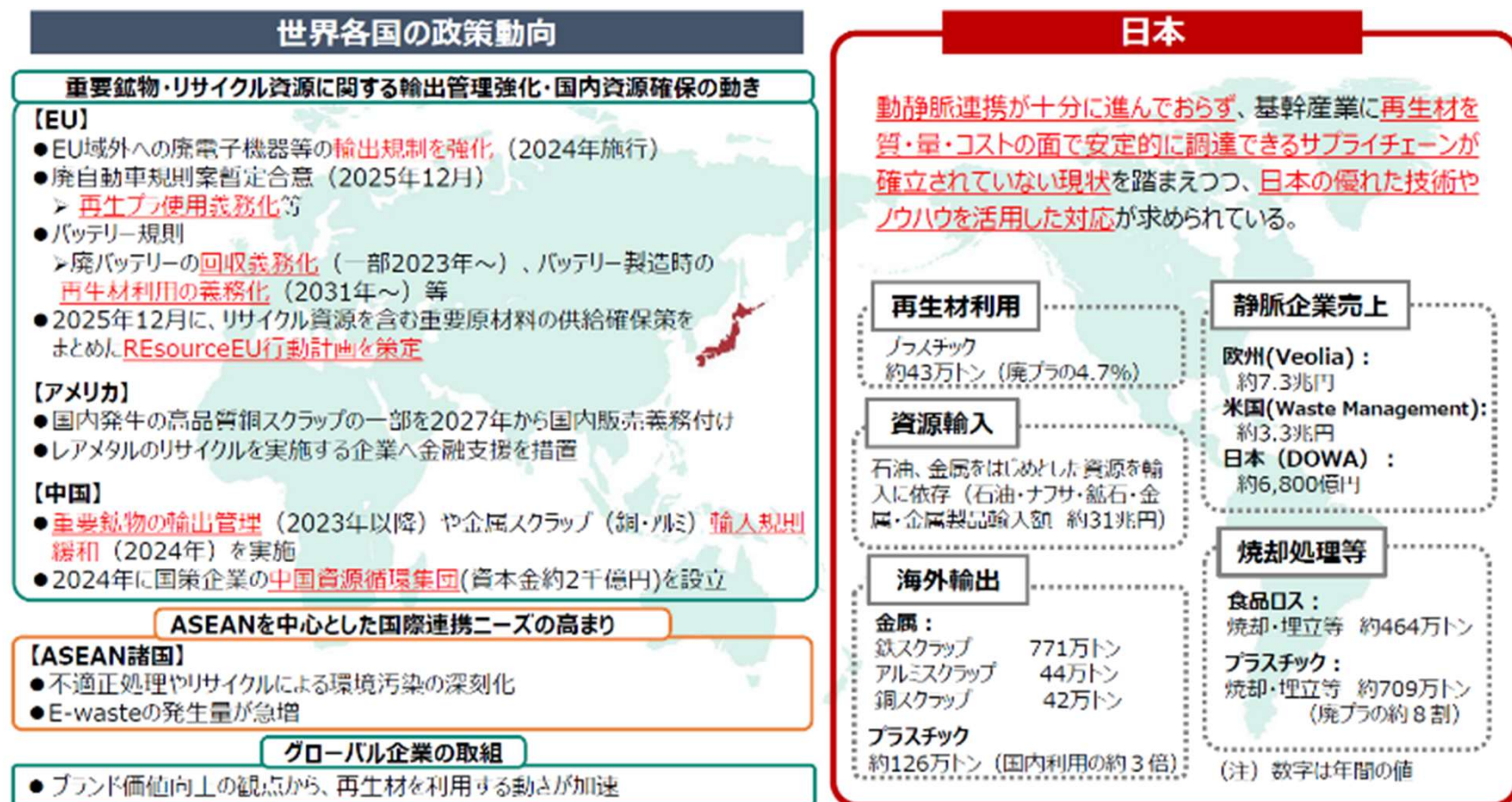
5. 循環型社会のビジョン（計画の基本的な方針）

6. 今後のスケジュール

参考資料

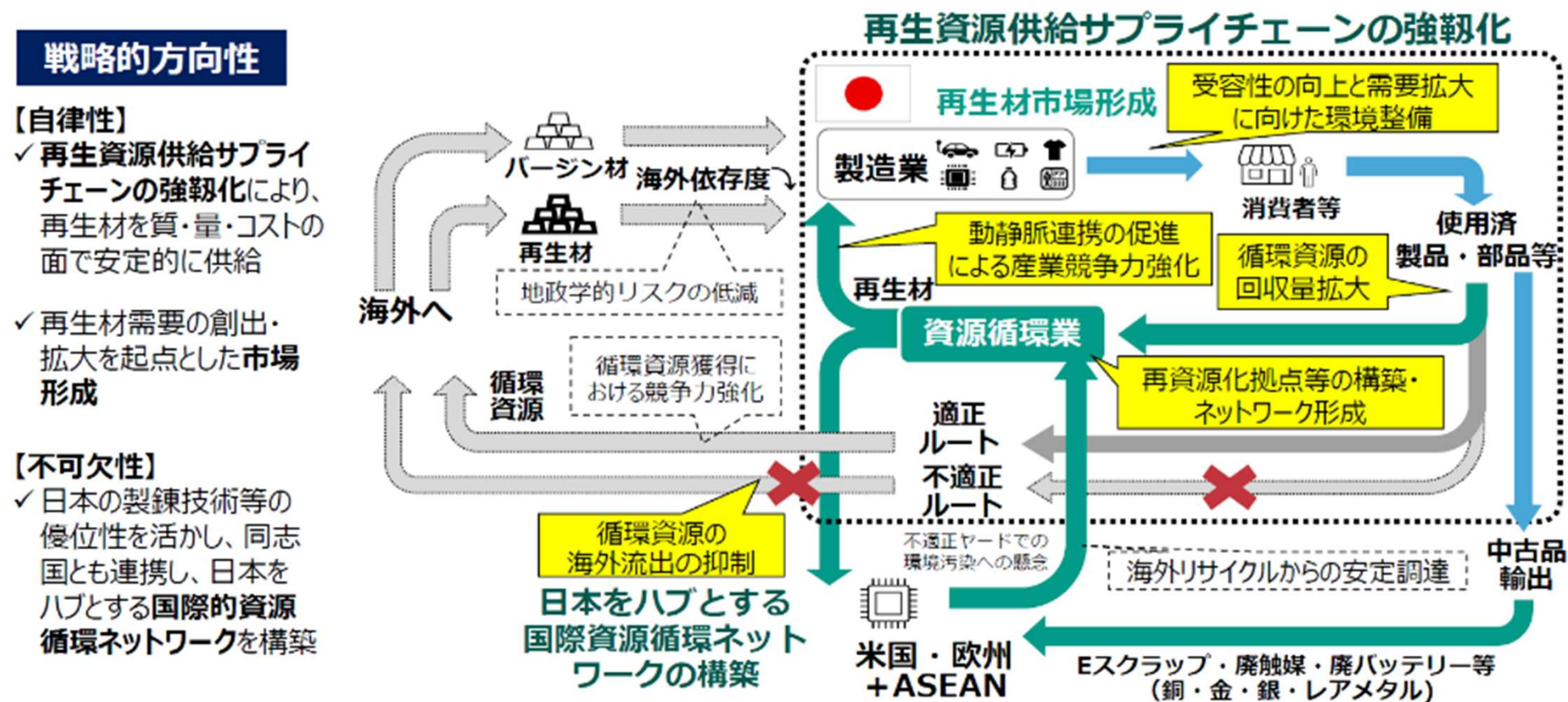
循環経済への移行、資源循環の強化

- 2020年のEU「循環経済行動計画」、2022年の国連総会「循環経済に関する決議」等、近年、**循環経済への移行に向けた取組**は世界的な潮流になっている。
- 2023年7月には、EUが自動車の再生プラスチック最低含有率の法定化等を盛り込んだELV規則案を示す等、**国際的に再生材の利用を進める動き**が顕在化している。
- また、近年の国際的な緊張の高まりを背景に国際的な資源獲得競争や今般の中東情勢を受け、**資源確保の重要性**が再認識されている。国内で資源を循環させて最大限活用することは、**環境負荷の軽減**に加え、**国際的な産業競争力や経済安全保障の強化に資する**ものである。



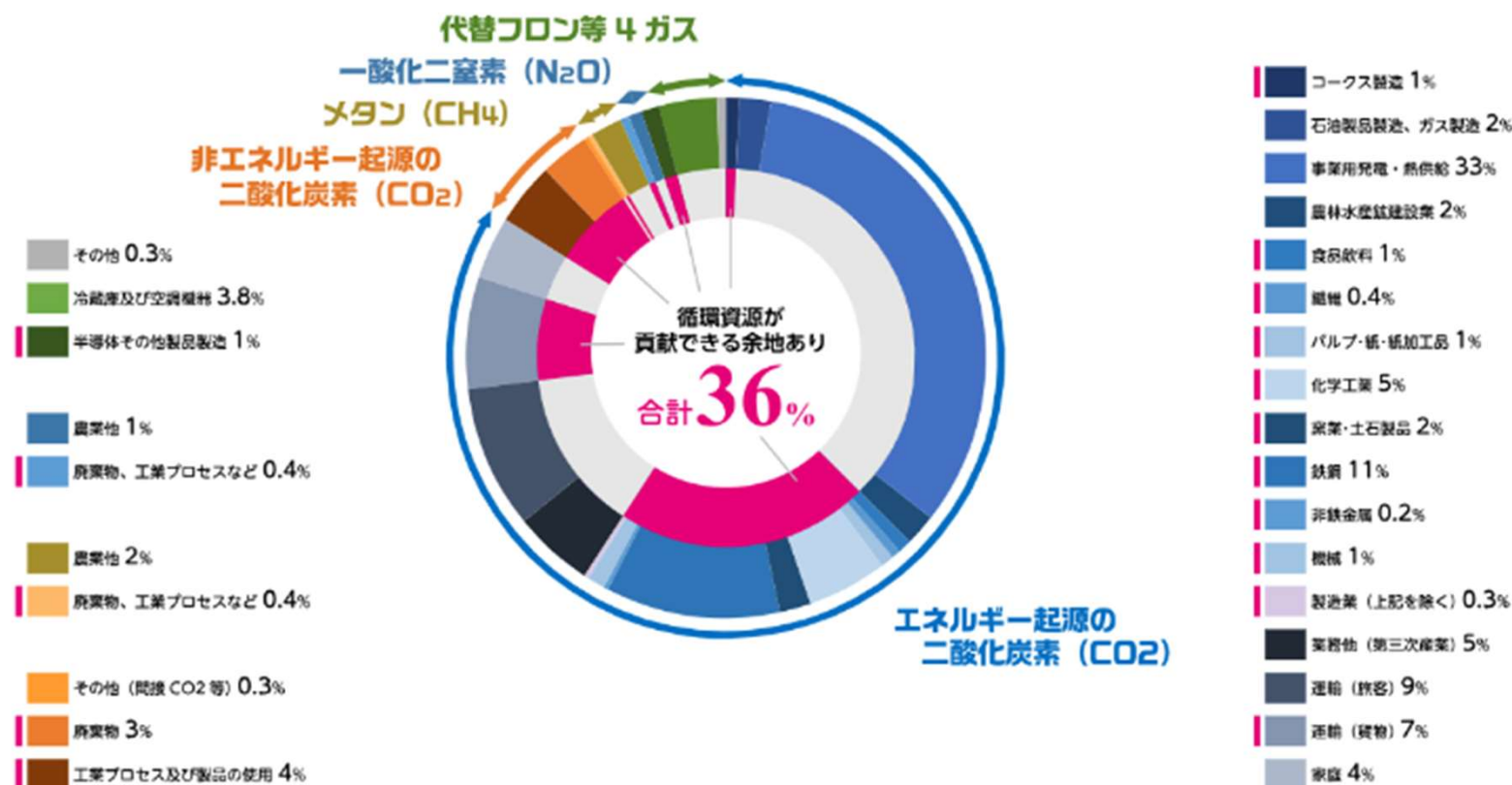
循環経済への移行、資源循環の強化

- 国は、令和6年8月策定の**第5次循環型社会形成推進基本計画**等において、**持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済への移行」を国家戦略**に位置付けた。
- 令和6年7月に設置された「**循環経済に関する関係閣僚会議**」において、「循環経済への移行加速化パッケージ」（令和6年12月）や「循環経済行動計画」（令和8年4月）を会議決定するなど、**再生材の質と量の安定供給に向けた施策や工程表**を示し、**資源循環の取組を強力に推進**している。
- 資源循環の重要性を踏まえ、本府においても、国の取組を注視しながら、再生材の質と量の向上を目指した対応が求められる。



脱炭素化への廃棄物・資源循環分野の貢献

- 気候変動による自然災害の激甚化や「パリ協定」（2015年）を受け、京都府においても2020年2月に2050年カーボンニュートラルを宣言した。
- また、我が国の温室効果ガス排出量全体のうち、廃棄物処理に伴う排出量は約3%にとどまるものの、資源循環の取組を進めることで、我が国の温室効果ガス排出量全体の36%に相当する製造業、貨物の運輸、工業プロセス、製品の使用、廃棄物等の部門由来の排出量の削減に貢献することができると推計されている。
- 廃棄物処理・資源循環分野においては、廃棄物処理プロセスの脱炭素化と資源循環の取組を進め、脱炭素化に貢献することが求められている。



廃棄物・資源循環に関する法制度の動向

- 国は、循環経済への移行を進めるため様々な法制度の創設や見直しを進めている。
- **令和4年**には、プラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理まで、あらゆる主体によるプラスチックの資源循環を促進するために「**プラスチック資源循環促進法**」が施行された。
- **令和7年11月**には、再資源化事業等の高度化に係る認定制度等を定めることで、廃棄物処分業者の再資源化と脱炭素化の底上げを図る「**再資源化事業等高度化法**」が**本格施行**された。
なお、令和8年4月には、京都府八幡市における廃太陽電池の高度分離・回収事業（株式会社浜田）が、同法に基づく初めての認定事業の一つとして認定を受けた。

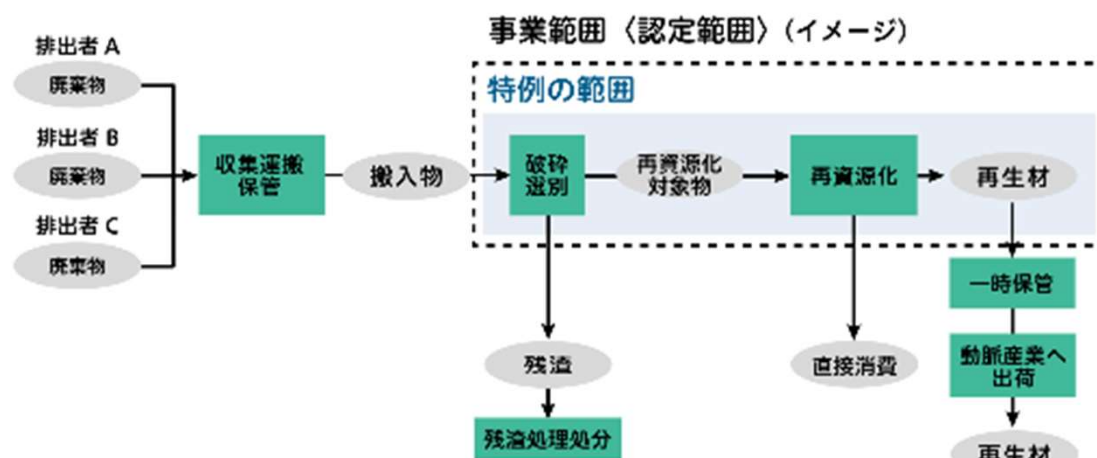
認定制度 類型2 高度分離・回収事業

〈高度分離・回収事業〉

再資源化事業の創出が必要と見込まれると指定された廃棄物で、より高度な技術を用いて有用な再生材を回収する再資源化事業

〈事業範囲（認定範囲）〉

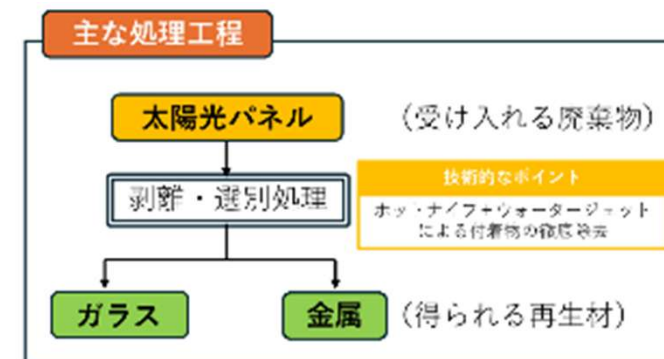
廃棄物の中間処理に相当する再資源化事業



出典：再資源化事業等高度化法広報サイト（環境省）

高度分離・回収事業（類型2）

認定年月日	申請者	処理を行う区域	廃棄物の種類	再生材	事業の概要
令和8年 4月30日	株式会社浜田	京都府八幡市	廃太陽電池	板ガラスの原料として使用することが可能な高品質のガラス材	（特）認可



出典：再資源化事業等高度化法広報サイト（環境省）

廃棄物・資源循環に関する法制度の動向

- また、**2030年代後半以降に太陽光パネルの排出が顕著に増加**することが予想されているところ、これに対応するため、**令和8年6月**、多量事業用太陽電池廃棄者に対する廃棄時の届出義務等を定めた「**太陽光パネルリサイクル法**」が公布された。
- さらに、**同月**には、使用済み金属・プラスチック等の不適正保管や国外への資源流出を防止するため、**スクラップヤードの許可制を導入**する「**改正廃棄物処理法**」が公布された。なお、**当該許可や指導監督は都道府県知事の所管**とされており、公布日から2年6か月以内の施行が予定されている。
- 本府においても、これら最新の法制度に基づき、地域の実情に即した対応が求められる。

現状・課題

<スクラップヤードへの規制強化>

- 金属、プラスチック等の保管又は再生を行う**スクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題。**
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

※ 自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。
写真は不適正なスクラップヤードの例。



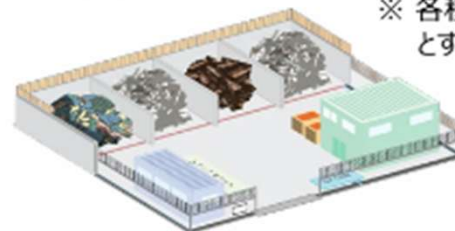
<施行期日> 公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

措置事項

(廃棄物処理法等※の改正)

- **保管又は再生**を行う事業に関し、**許可制を導入。**
- 対象物品に応じた**保管、再生の方法の基準を設ける。**
基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



食品ロスの削減目標見直し

- 国は、食品ロス削減推進法に基づき、**令和2年**に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（第1次基本方針）を策定し、家庭系食品ロスと事業系食品ロスともに、2000年度比で**2030年度までに食品ロス量を半減させるという目標を設定**し、取組を進めてきた。
- その後、事業系食品ロスについては、**2022年度実績値において2030年度目標を達成**したことから、**令和7年3月**策定の第2次基本方針において、**事業系食品ロスの削減目標が60%減に引き上げ**られた。また、**家庭系食品ロスの50%減目標**についても、2030年度を待たずに**早期達成を目指す**こととされた。
- 本府においても、国の新たな削減目標を踏まえた対応が求められる。

《食品ロスの削減の目標》

2000年度比で2030年度までに

- ①家庭系食品ロスは、50%減**早期達成** ←あと20万トン削減
事業系食品ロスは、60%減【新規】
- ②食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%【継続】

※2024年度は74.9%



出典：第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 概要資料（消費者庁）

災害廃棄物処理システムの強靱化

- 令和近年、我が国では毎年のように**大規模災害**が発生し、**生活ごみやし尿**の処理の遅れや大量に発生する**災害廃棄物の処理**が大きな課題になっている。特に、**令和6年能登半島地震**では、**仮置場の確保や、公費解体の円滑化、し尿処理等**が課題となった。
- **令和8年6月に公布**された「**改正廃棄物処理法**」等では、災害廃棄物の処理を推進するため、自治体と民間事業者等との間の**災害支援協定の締結の努力義務化**や、災害廃棄物を受け入れる民間の最終処分場に対する指定制度の創設、災害時・平時に**自治体を支援する専門支援機関**の規定整備等の措置がなされた。
- 本府においても、これらの動向を踏まえた災害への備えが求められる。

<災害廃棄物の処理の推進>

- ・ 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。

- 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
- 民間の廃棄物処理場の活用の停滞
- 被災自治体の人員・専門的知見の不足



<施行期日> 公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等

(廃棄物処理法の改正)

- ・ **市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結の推進。**
- ・ 災害廃棄物を受け入れる**民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度**を創設。
- ・ 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

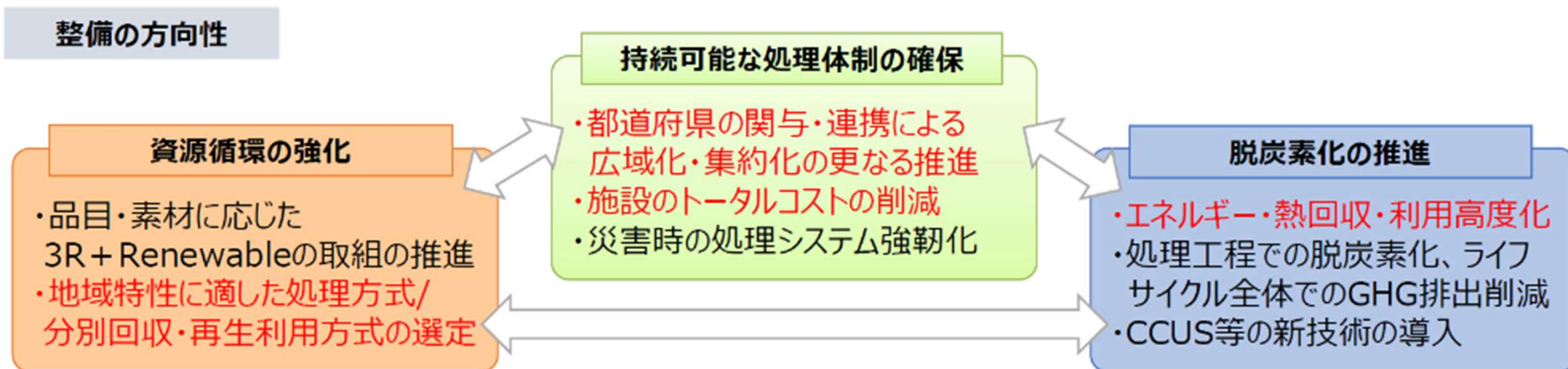
(JESCO法※の改正)

- ・ 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

人口減少と適正処理体制の確保

- **人口減少・少子高齢化**が進行する状況を踏まえ、**将来にわたり持続可能な適正処理を確保**し、同時に**脱炭素化等**も推進していくためには、**2050年頃までを見据えた更なる広域化・集約化**の取組を重点的に進めることが重要である。
- 国は、**令和6年3月**に通知を発出し、都道府県に対して、管内市町村と連携して令和9年度末までに**長期広域化・集約化計画を策定**し、**市町村間の調整に積極的に関与**していくことを要請している。
- また、市町村が行う施設整備を助成する循環型社会形成推進交付金について、一定の要件を満たして**施設を集約する事業の交付率を嵩上げ**するなど、広域化・集約化の推進に向けて**制度の見直し**を行っている。
- 本府においても、市町村と連携し、広域化の要請に対応することが求められる。



※それぞれの要素は密接に関わっているため複数の役割を持つが、代表的な役割に分類している。

出典：環境省説明資料（環境省）

1. 京都府循環型社会形成計画の見直し
2. 計画の進捗状況
 - (1) 施策の取組状況
 - (2) 目標達成状況
3. 廃棄物処理・資源循環を取り巻く動向
- 4. 課題**
5. 循環型社会のビジョン（計画の基本的な方針）
6. 今後のスケジュール

参考資料

- 計画の進捗状況、取り巻く動向を踏まえ、**京都府が取り組むべき課題を以下①～⑦のとおり整理**する。

<課題>

- ①**資源循環の拡大** ②プラスチックごみ対策 ③食品ロスの削減 ④廃棄物の3Rの推進
- ⑤廃棄物の適正処理の確保 ⑥災害廃棄物処理体制の強靱化 ⑦ごみ処理の広域化・集約化の推進

①資源循環の拡大

新規

一般廃棄物の再生利用率及び産業廃棄物の最終処分量の目標達成に向けては、**再資源化量・再生利用量の増加**が必要である。

また、資源循環は、**循環経済への移行に不可欠**であり、資源循環を進めることは**循環型社会の形成や、温室効果ガスの削減、さらには国際競争力や経済安全保障の強化**にもつながる。しかし、京都府内における動静脈連携による循環利用の事例は限られている。

したがって、廃棄物や使用済物品の**資源循環の拡大**が必要である。

個別課題

- 2030年代後半以降に排出量が顕著に増加することが予想されている太陽光パネルについて、排出される**太陽光パネル**を可能な限り**資源循環できる体制を準備**する必要がある。
- 府内の動静脈連携による再生材の利用事例は限られていることから、**動脈及び静脈**の各産業における**意識の向上**や、**動静脈事業者間の連携の促進**が必要である。
- 再生材の質の向上に向けて、一般廃棄物も含めて、**質の高い資源を確保**する必要がある。

<課題>

- ①資源循環の拡大 ②プラスチックごみ対策 ③食品ロスの削減 ④廃棄物の3Rの推進
⑤廃棄物の適正処理の確保 ⑥災害廃棄物処理体制の強靱化 ⑦ごみ処理の広域化・集約化の推進

②プラスチックごみ対策

継続・強化

一般廃棄物について、プラスチックごみの再資源化量は増加しているものの、容器包装プラスチック排出量は減少していない。可燃ごみ中にはプラスチックごみが多く含まれており、温室効果ガス排出量の削減も不十分である。

産業廃棄物については、廃プラスチック類の排出量や直接埋立量が減少していない。

また、プラスチックごみの3R推進による、焼却量の減少は、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の削減に直接つながる。

したがって、使い捨てプラスチック等の削減に加えて、一般廃棄物及び産業廃棄物において、分別の徹底やリサイクルによる循環利用等、プラスチックごみ対策の推進が必要である。

個別課題

- 府では、使い捨てプラスチックを削減する取組への支援を行ってきたが、十分な削減効果が得られていない。使い捨てプラスチックの削減の取組をさらに広げる必要がある。
- プラスチックごみの分別収集体制について、府内では、全26市町村が容器包装プラスチックごみの分別収集を行い、10市町がプラスチック製品ごみとの一括回収を実施している。プラスチックの循環利用を増やすためにも、一括回収を実施する市町村の増加が必要である。

<課題>

- ①資源循環の拡大 ②プラスチックごみ対策 ③食品ロスの削減 ④廃棄物の3Rの推進
⑤廃棄物の適正処理の確保 ⑥災害廃棄物処理体制の強靱化 ⑦ごみ処理の広域化・集約化の推進

③食品ロスの削減

継続・強化

京都府内の食品ロス発生量は、家庭系が先行して削減が進んでおり、2030年度目標は達成できる見通しである。

他方、国は事業系食品ロスの削減目標を引き上げた。また、家庭系食品ロスについても削減目標の早期達成を目指している。

そのため、事業系を中心として、引き続き食品ロスの着実な削減が必要である。

個別課題

- 府内の市町村において努力義務である食品ロス削減推進計画の策定が進んでいないため、計画策定や食品ロス削減の取組を行う市町村の増加が必要である。

<課題>

- ①資源循環の拡大 ②プラスチックごみ対策 ③食品ロスの削減 ④**廃棄物の3Rの推進**
⑤廃棄物の適正処理の確保 ⑥災害廃棄物処理体制の強靱化 ⑦ごみ処理の広域化・集約化の推進

④**廃棄物の3Rの推進**

一部新規

京都府内の**一般廃棄物**については、一人1日当たり排出量は減少しているものの、紙等の再資源化量の減少により、**再生利用率が低下**している。

また、**産業廃棄物**については、事業活動の活発化に伴い、**建設業等で排出量が増加**している。また、主に**建設混合廃棄物の増加**により**最終処分量も増加**している。

以上から、**一般廃棄物**については、排出量の削減やリユースの促進とともに、**分別の徹底**や**未利用資源の活用等**により**再生利用率を向上**させるなど、**3Rを進める**必要がある。

また、産業廃棄物については、**産業廃棄物全体の3R推進**のほか、最終処分量の増加の主な原因となっている**建設混合廃棄物の分別や再生利用**を進める必要がある。

個別課題

- 一般廃棄物処理の現状は、国の**一般廃棄物処理実態調査に基づいて**おり、市町村が自ら又は委託により引受・処理を行う部分だけが対象。**再資源化等の実態を適切に把握**するためにも、**民間事業者による再資源化や処理の実態をより詳細に把握**する必要がある。
- 一般廃棄物又は産業廃棄物の**処理における脱炭素化**を進めるため、**処理施設の効率化等**を進める必要がある。

<課題>

- ①資源循環の拡大 ②プラスチックごみ対策 ③食品ロスの削減 ④廃棄物の3Rの推進
⑤廃棄物の適正処理の確保 ⑥災害廃棄物処理体制の強靱化 ⑦ごみ処理の広域化・集約化の推進

⑤廃棄物の適正処理の確保

一部新規

京都府内では、大規模な不法投棄事案は減少しているものの、小規模事案は引き続き発生している。

また、改正廃棄物処理法により導入されるスクラップヤード規制や、発火事例が多数報告されているリチウムイオンバッテリーの適正処理等の新たな問題が発生している。

そのため、引き続き、不法投棄への対策が必要である。

また、新たな問題への対応を含め、一般廃棄物や、産業廃棄物、使用済物品の適正処理を確保し、許認可や指導監督、行政処分等など、関係法令を適切に運用していくことが必要である。

<課題>

- ①資源循環の拡大 ②プラスチックごみ対策 ③食品ロスの削減 ④廃棄物の3Rの推進
⑤廃棄物の適正処理の確保 ⑥災害廃棄物処理体制の強靱化 ⑦ごみ処理の広域化・集約化の推進

⑥災害廃棄物処理体制の強靱化

一部新規

大規模災害が頻繁化しているため、発災時の災害廃棄物の迅速かつ適正な処理と平時からの備えは極めて重要である。

また、対策の検討にあたっては、改正廃棄物処理法の公布や、京都府内の地震等の被害想定の見直し等も踏まえる必要がある。

そのため、京都府災害廃棄物処理計画の見直しや、災害廃棄物処理体制の確保と実行性の向上が必要である。

個別課題

- 府による策定支援等により、市町村廃棄物処理計画の策定は進んだが、仮置場の確保等が十分でない市町村もあるため、必要に応じて計画改定などの実行性向上に向けた支援が必要である。

<課題>

- ①資源循環の拡大 ②プラスチックごみ対策 ③食品ロスの削減 ④廃棄物の3Rの推進
⑤廃棄物の適正処理の確保 ⑥災害廃棄物処理体制の強靱化 ⑦ごみ処理の広域化・集約化の推進

一部新規

⑦ごみ処理の広域化・集約化の推進

京都府内では、市町村間によるごみ処理の広域化や施設の集約化が一定程度進展してきた。しかし、人口減少・少子高齢化の進行や、2050年カーボンニュートラルを踏まえた対応が求められている。

なお、広域化に伴い、単独自治体ではできなかった未利用資源の循環利用が行われ、一般廃棄物の再生利用率等が向上する場合もあると考えられる。

そのため、令和9年度までに長期広域化・集約化計画を策定することをはじめ、より一層の広域化の推進が必要である。

また、府は、広域化の推進にあたって、広域的な見地から、未利用資源の循環利用の拡大も図る必要がある。

1. 京都府循環型社会形成計画の見直し
 2. 計画の進捗状況
 - (1) 施策の取組状況
 - (2) 目標達成状況
 3. 廃棄物処理・資源循環を取り巻く動向
 4. 課題
 - 5. 循環型社会のビジョン（計画の基本的な方針）**
 6. 今後のスケジュール
- 参考資料

京都府が目指す循環型社会のあるべき姿（ビジョン）

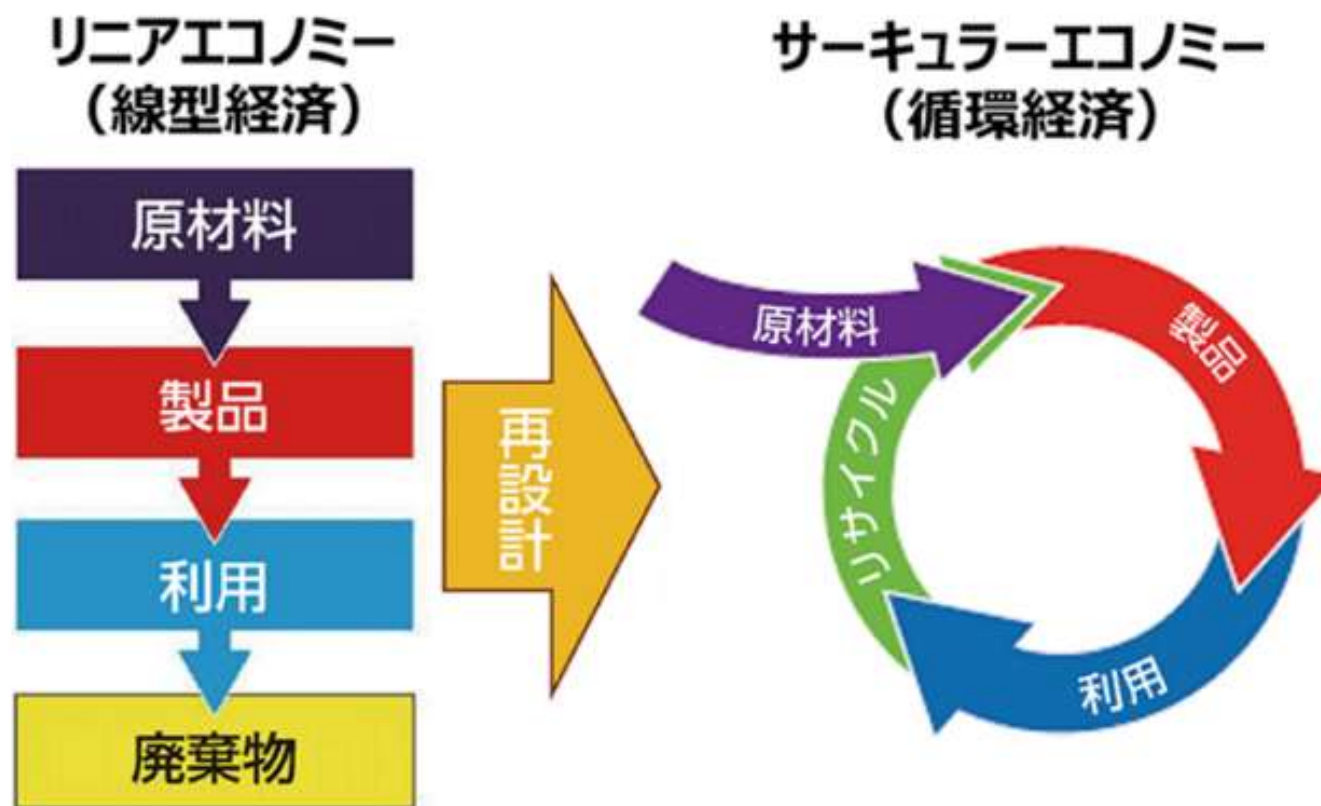
- ✓ 現行計画では、京都府環境基本計画等を踏まえて、府が目指す循環型社会のあるべき姿（ビジョン）を提示。
- ✓ 令和7年12月の同計画の改定を踏まえ、現行計画から文言修正した上で関連施策の充実等を図る。
（環境基本計画の改定に伴う文言修正など。修正箇所はマーカー部分）
- 令和2（2020）年12月に策定（令和7（2025）年12月に改定）した「京都府環境基本計画」に掲げた2050年頃の京都府の将来像等を踏まえ、本府が目指す循環型社会のあるべき姿（ビジョン）を次のように整理する。
 - 環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の3R・資源循環がより進む循環経済（サーキュラー・エコノミー）が構築され、廃棄物が限りなく削減される循環型社会
 - AI・IoT等の先端技術の活用や、環境に配慮したビジネススタイルへの転換など地域循環共生圏の創出に資するESG経営が促進され、環境負荷の低減と経済の好循環が創出される脱炭素社会
 - 廃棄物の不適正処理などに対する環境リスクへの適正管理が行われるとともに、市町村と連携し、平時から廃棄物処理システムの強靱化等を図り、災害時に速やかな生活基盤再建を果たす災害廃棄物の処理体制が確保され、安心・安全な暮らしを支える社会
 - 環境に対する望ましい選択が、健康的で豊かな暮らしや、人・社会にもよい影響を与えるという認識が広がり、一人ひとりの自発的な行動変容を促進するなど環境にやさしく、人や社会にも配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換が、多様な主体とのパートナーシップ（オール京都）で実現される社会

※2050年頃の京都府の将来像（京都府環境基本計画）

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会 ～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

参考 循環経済（サーキュラー・エコノミー）とは

- 「資源の投入量・消費量を抑えつつ、製品等をリユース・リペア・メンテナンスなどにより長く利用し、循環資源をリサイクルする3 Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて資源・製品の価値を回復、維持又は付加することによる価値の最大化を目指す」もの
（第5次循環型社会形成推進基本計画、令和6年8月閣議決定）



施策の基本方針

- 上記ビジョンと4. 課題を踏まえて、施策の基本方針を以下のとおり定める。
- 定めるにあたっては、「循環経済への移行」を基本方針に盛り込むことや、循環経済への移行が循環型社会と脱炭素社会の両方の実現につながること、各施策を多様な主体との連携（パートナーシップ）のもとに進めていくことを考慮している。

＜施策の基本方針＞

- 1 循環経済への移行の促進（資源ロスの削減と資源循環の拡大）
- 2 廃棄物の3R・適正処理の推進
- 3 持続可能なごみ処理体制の整備促進

1 循環経済への移行の促進（資源ロスの削減と資源循環の拡大）

（1）資源循環の拡大

資源循環の取組支援や推進体制を構築し、動静脈連携を進めることで資源循環を拡大します。

（2）プラスチック資源循環の推進

使い捨てプラスチックごみの削減やプラスチックの循環利用など、プラスチック資源循環を推進します。

（3）食品ロス削減の推進

フードサプライチェーンや家庭における食品ロスの削減を推進します。

施策の基本方針

＜施策の基本方針＞

- 1 循環経済への移行の促進（資源ロスの削減と資源循環の拡大）
- 2 廃棄物の3R・適正処理の推進
- 3 持続可能なごみ処理体制の整備促進

2 廃棄物の3R・適正処理の推進

（1）廃棄物の3Rの推進

一般廃棄物及び産業廃棄物の3Rや処理の脱炭素化を推進します。

（2）廃棄物の適正処理の推進

環境負荷の低減に向け、スクラップヤード規制等の新たな問題への対応を含め、法令を適切に運用し、一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理や不法投棄対策等を推進します。

（3）災害廃棄物処理体制の強化

災害廃棄物処理計画の見直しや、市町村や関係団体の連携強化等による体制の強化・実効性の向上により、安心・安全な暮らしを支える災害廃棄物処理体制を強化します。

3 持続可能なごみ処理体制の整備促進

人口減少や脱炭素化等に対応するため、長期広域化・集約化計画の策定や市町村間の調整への積極的関与等により、市町村によるごみ処理の広域化・集約化を推進します。

1. 京都府循環型社会形成計画の見直し
2. 計画の進捗状況
 - (1) 施策の取組状況
 - (2) 目標達成状況
3. 廃棄物処理・資源循環を取り巻く動向
4. 課題
5. 循環型社会のビジョン（計画の基本的な方針）
- 6. 今後のスケジュール**

参考資料

5. 今後のスケジュール

- 循環部会を令和8年度に**4回程度開催予定**
- 市町村意見照会、議会報告、パブコメを行う

循環部会	時期	審議内容
第1回	令和8年7月9日	諮問、意見交換 ➤ 基本的事項 ➤ 現状と課題 ➤ 計画の基本的な方針
第2回	8月5日	意見交換 ➤ 数値目標 ➤ 施策の展開 ➤ 各主体の役割 ➤ 計画の進行管理
第3回	10月頃	意見交換 ➤ 中間案
		パブリックコメント
第4回	令和9年1月頃	意見交換、答申 ➤ 最終案
	3月	策定、公表

京都府循環型社会形成計画（第3期・改定後）案 概要

1 基本的事項

＜目的・背景＞

- 「持続可能な開発目標（SDGs）」に配慮し、気候変動対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向け、多様な主体と連携しながら、**資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにする**ため、令和4年3月に現行計画を策定し、各種施策を実施してきた。
- 計画策定後5年が経過したこと**から、循環経済への移行などの廃棄物処理・資源循環を取り巻く動向や計画の進捗状況等を踏まえ、**計画の見直し**を行う。

＜計画の位置付け＞

- 循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法に基づき、国の基本方針等に沿って定める計画
- 府総合計画や府環境基本計画の個別計画（廃棄物分野）の位置付け
- 府食品ロス削減推進計画、府災害廃棄物処理計画等の上位計画

＜計画の期間＞

令和3年度から12年度までの10年間 ※変更なし

2 現状と課題

※R6実績値は一部速報値を含む

＜一般廃棄物＞

- 排出量、最終処分量**：食ロス削減やペーパーレス化等により減少が進み、既に**達成**
- 再生利用率**：プラスチックの再生利用量は増加し、紙等の再生利用量は減少しており、**達成困難**
- 温室効果ガス排出量**：容器包装プラ等の排出削減が不十分であり、**達成困難**
- 災害廃棄物処理計画**：策定支援等により、25市町村が策定済みであり**達成見込み**

主な指標		R1実績値	R6実績値	R12目標値	達成見込み
一般廃棄物	排出量（1人1日当たりの排出量）	796千t(836g)	681千t(736g)	710千t(760g)	○
	再生利用率	15.7%	14.8%	20.0%	×
	最終処分量	107千t	86千t	92千t	○
	温室効果ガス排出量	240千t-CO ₂	220千t-CO ₂	162千t-CO ₂	×
	災害廃棄物処理計画の策定市町村数	12市町村	25市町村	26市町村	○

○取り巻く動向

- 能登半島地震では、**仮置場の確保、公費解体、し尿処理等**が課題に
- 災害廃棄物処理協定締結**の努力義務化等を含む法案が審議中
- 人口減少や脱炭素化**に対応するため、**ごみ処理の広域化・集約化**が要請

○課題

- ✓ **使い捨てプラの削減や、分別の徹底、未利用資源の活用等**が必要
- ✓ **災害廃棄物処理体制の強靱化や、ごみ処理の広域化・集約化の推進**が必要

＜食品ロス＞

- 発生量**：取組の実施等により家庭系・事業系ともに減少しており、**達成見込み**
- 計画策定市町村数**：市町村による策定が進んでおらず、**達成困難**

主な指標		R1実績値	R6実績値	R12目標値	達成見込み
食品ロス発生量		115千t	96千t	94千t	○
	食品ロス削減推進計画の策定市町村数	3市町村	6市町村	26市町村	×

○取り巻く動向

国は、事業系食品ロスのR12削減目標を50%から60%に引上げ

○課題

事業系を中心に**食品ロスの一層の削減**や、**市町村による取組**の促進が必要

＜産業廃棄物＞

- 排出量**：電気・水道業・製造業では減少したが、**建設業等で増加**しており**達成困難**
- 再生利用率**：がれき類での高水準の維持や廃プラでの向上により、既に目標を**達成**
- 産業廃棄物**：**廃プラスチック類等の焼却**に伴う排出は横ばいであり、**達成困難**
- 最終処分量**：**建設混合廃棄物や廃プラスチック類等の増加**に伴い、**達成困難**

主な指標		R1実績値	R6実績値	R12目標値	達成見込み
産業廃棄物	排出量	4,402千t	4,357千t	4,223千t	×
	再生利用率	44.2%	45.4%	45.4%	○
	廃プラスチック類排出量	268千t-CO ₂	271千t-CO ₂	139千t-CO ₂	×
	最終処分量	107千t	114千t	70千t	×
	大規模産業廃棄物不法投棄件数	3件	0件	0件	○

○取り巻く動向

- 国は、「**循環経済への移行**」を国家戦略に位置付け
- EUは再生材使用義務を導入。国際競争力、経済安全保障の観点からも重要。
- 太陽光パネルリサイクル法案、スクラップヤードの許可制導入法案**が審議中

○課題

- ✓ **建設混合廃棄物の分別・再生利用や、廃プラスチック類の3R推進等**が必要
- ✓ **資源循環の拡大や、太陽光パネル多量排出への準備、ヤード規制対応等**が必要

＜プラスチックごみ＞

- 容器包装プラスチック排出量**：使い捨てプラの削減が不十分であり、**達成困難**
- 廃プラスチック類排出量**：卸・小売業、建設業、製造業等で増加し、**達成困難**

主な指標		R1実績値	R6実績値	R12目標値	達成見込み
一般廃棄物	容器包装プラスチック排出量	28千t	28千t	18千t	×
	産業廃棄物	135千t	149千t	74千t	×

○取り巻く動向

- 国は**資源循環の拡大**により温室効果ガス全体の約36%削減の余地ありと試算
- R7に**再資源化事業等高度化法**が施行

○課題

プラごみの排出・焼却の削減や、資源循環の拡大、施設の高度化が必要

京都府循環型社会形成計画（第3期・改定後）案 概要

3 循環型社会のビジョン（計画の基本的な方針）

- 1 府が目指す循環型社会のあるべき姿（ビジョン）**（京都府環境基本計画を参照。令和7年12月改定に伴い一部修正）
- 環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみを始めとする廃棄物の**3R・資源循環**がより進む**循環経済（サーキュラー・エコノミー）**が構築され、**廃棄物が限りなく削減された循環型社会**
 - AI・IoT等の先端技術の活用や、環境に配慮したビジネススタイルへの転換の促進など、地域循環共生圏の創出に資するESG経営が促進され、**環境負荷の低減と経済の好循環が創出される脱炭素社会**
 - 環境リスクへの適正管理が行われるとともに、市町村と連携し平時から廃棄物処理システムの強化等を図り、災害時に速やかな生活基盤再建を果たす災害廃棄物の処理体制が確保され、**安心・安全な暮らしを支える社会**
 - 環境にやさしく、人や社会にも配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換が、**多様な主体とのパートナーシップ（オール京都）**で実現される社会

2 基本方針

上記ビジョンと第2章の課題を踏まえて、**施策の基本方針**を以下のとおり定める。
定めるにあたっては、「**循環経済への移行**」を基本方針に盛り込むことや、**が循環型社会と脱炭素社会の両方の実現につながる**こと、各施策を**多様な主体との連携のもとに進めていく**ことを考慮。

- ① 資源ロスの削減と資源循環の拡大による**循環経済への移行の促進**
- ② 環境負荷を低減し、安心・安全を支える**廃棄物の3R・適正処理の確保**
- ③ 人口減少や脱炭素化に対応するための**持続可能なごみ処理体制の整備促進**

4 数値目標

<一般廃棄物>

項目	2024年度実績値	2030年度目標値
排出量（万t）	68.1	検討中
再生利用率（%）	14.8	
一般廃棄物焼却により発生する温室効果ガス排出量（万t-CO ₂ ）	2.2	
最終処分量（万t）	8.6	

<プラスチックごみ>

項目	2024年度実績値	2030年度目標値
容器包装プラスチック排出量（万t）（一般廃棄物）	2.8	検討中
廃プラスチック類排出量（万t）（産業廃棄物）	14.9	

<産業廃棄物>

※一部の項目見直しも検討中

項目	2024年度実績値	2030年度目標値
排出量（万t）	43.6	検討中
再生利用率（%）	45.4	
産業廃棄物焼却により発生する温室効果ガス排出量（万t-CO ₂ ）	2.7	
最終処分量（万t）	11.4	

<食品ロス>

項目	2024年度実績値	2030年度目標値
食品ロス量（万t）	9.5	検討中
家庭形食品ロス量（万t）	4.1	
事業系食品ロス量（万t）	5.4	

6 各主体の役割

- ・府民、NPO等、観光客、事業者、廃棄物処理業者、市町村、府の役割を明示
- ・府は各主体間をコーディネートし、各主体が連携した広域的取組を推進

5 施策の展開

1 循環経済への移行の促進（資源ロスの削減と資源循環の拡大）

※施策は検討中

- (1) **資源循環の拡大**
 - ・ 資源循環に向けた再資源化事業等の高度化の支援 【新】
 - ・ 太陽光発電パネルの再資源化事業の支援 【新】
- (2) **推進体制の整備**
 - ・ 太陽光発電パネルの回収・循環体制の構築検討
 - ・ 府産業廃棄物3R支援センターによるアドバイザー派遣、人材育成等
- (3) **プラスチック資源循環の推進**
 - ・ 使い捨てプラ削減、プラごみリサイクル、代替素材への転換等の支援
 - ・ プラスチック資源循環に関する官民ネットワークへの参画 【新】
 - ・ 多様な主体と連携した海岸漂着物の処理・啓発の推進
- (4) **食品ロス削減**
 - ・ 食品ロス削減推進計画に基づく取組の実施

2 廃棄物の3R・適正処理の確保

- (1) **廃棄物の3R推進**
 - ・ 市町村が企業や地域とともに行うごみ分別・再資源化の取組への支援 【新】
 - ・ 建設廃棄物の3R事業への支援
 - ・ バイオマス活用事例の市町村間での情報共有等 【新】
- (2) **廃棄物の適正処理の徹底**
 - ・ スクラップヤード規制の適切な運用 【新】
- (3) **廃棄物処理施設の整備促進**
 - ・ (株)京都環境保全公社への支援等
- (4) **不適正処理対策**
 - ・ 不法投棄の監視指導体制の強化等
- (5) **災害廃棄物処理体制の強化**
 - ・ 府災害廃棄物処理計画の改定
 - ・ 市町村災害廃棄物処理計画の改定支援
 - ・ 市町村・関係団体等との連携強化
- (6) **京都府の率先行動**
 - ・ グリーン購入の推進、プラごみ・食品ロスの削減

3 持続可能なごみ処理体制の整備促進

- (1) **広域化・集約化の推進**
 - ・ 長期広域化・集約化計画の策定
 - ・ 市町村間調整への積極的関与
- (2) **一般廃棄物処理施設の整備促進**
 - ・ 市町村への技術的助言

7 計画の進行管理

- ・ 毎年進捗を把握・評価管理
- ・ 計画策定後、必要に応じて見直し

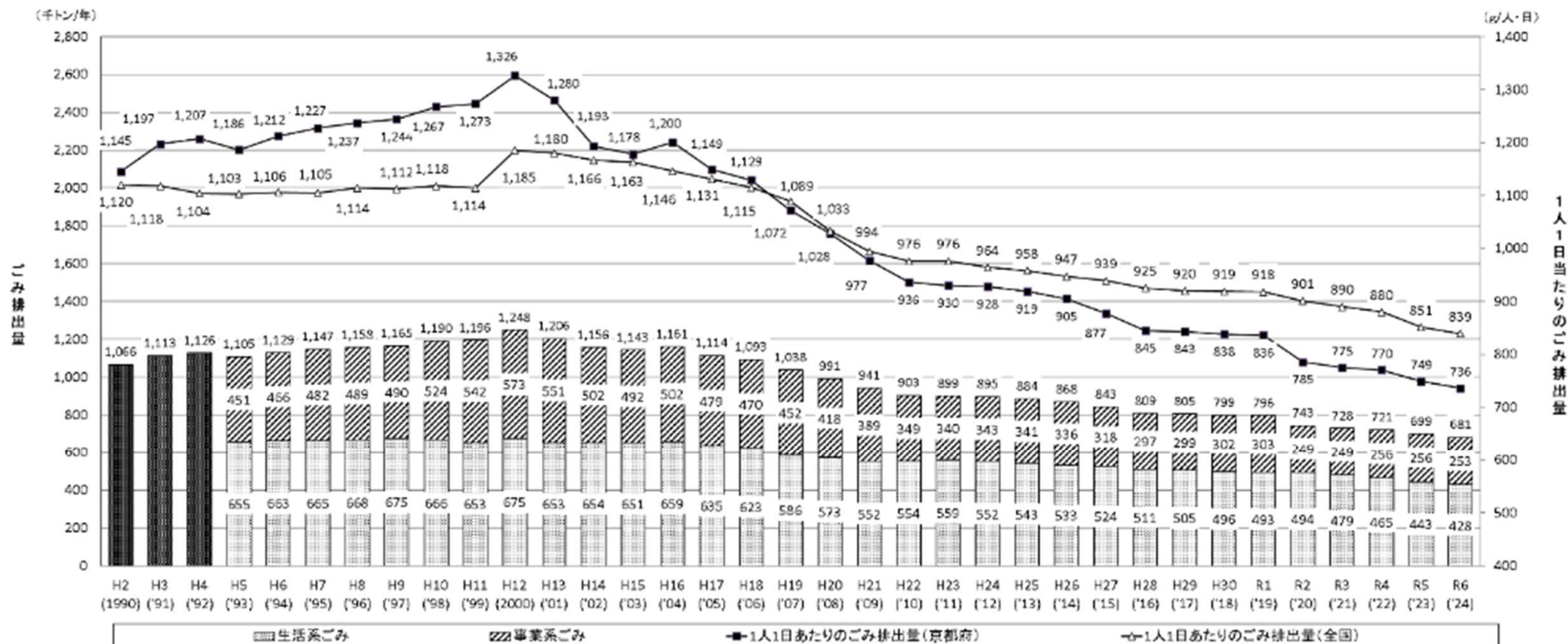
1. 京都府循環型社会形成計画の見直し
2. 計画の進捗状況
 - (1) 施策の取組状況
 - (2) 目標達成状況
3. 廃棄物処理・資源循環を取り巻く動向
4. 課題
5. 循環型社会のビジョン（計画の基本的な方針）
6. 今後のスケジュール

参考資料

一般廃棄物の現状

排出量

- 令和6（2024）年度の府内の排出量は681千トンであり、近年は減少傾向で推移している。1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量は736グラムであり、全国値を大きく下回っており、減少傾向で推移している。
- ごみ排出量の内訳は、生活系ごみが428千トン（63%）で、事業系ごみが253千トン（37%）である。

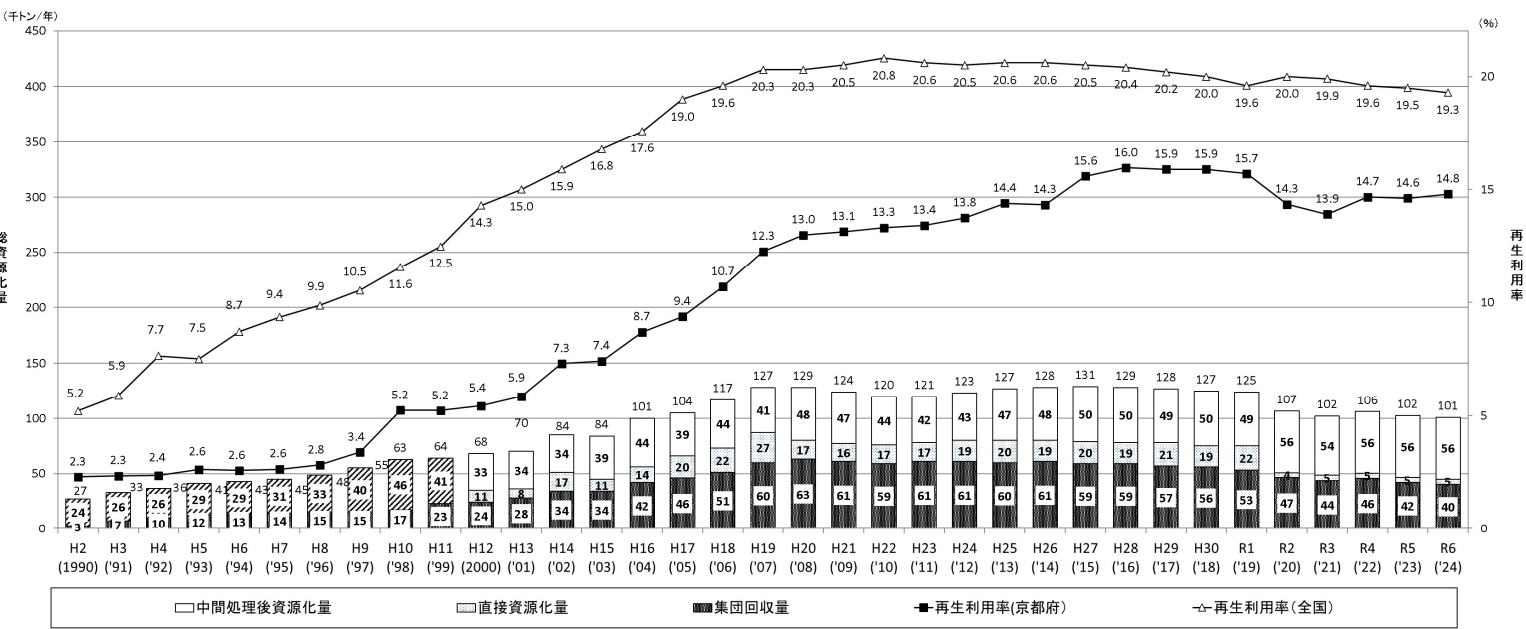


(注1) 端数処理により収支が合わない場合がある。(注2) 平成2年～4年については、生活系ごみと事業系ごみの合算を記載している。

一般廃棄物の現状

再生利用率

- 令和 6（2024）年度の府内の総資源化量は101千トンであり、再生利用率は14.8%である。
- 総資源化量の内訳は、市町村等において分別収集や中間処理により資源化された量が61千トン（分別収集による直接資源化量が5千トン、中間処理後資源化量が56千トン）、自治会等の集団回収によって資源化された量（集団回収量）が40千トンである。
- 再生利用率は、平成28年度以降は横ばい、令和 2 年度と令和 3 年度に落込んだが、その後は一定回復し、横ばいが続いている。
- 京都府の再生利用率は14.8%と全国平均の19.3%と比べて低く、再生利用率を品目ごとに全国値と比較すると、紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル及びその他が全国値を下回っている。



項目	重量（t）		再生利用率（％）	
	京都府	全国	京都府	全国
ごみの総処理量＋集団回収量	681,393	38,113,272	－	－
総資源化量	100,889	7,376,003	14.8	19.3
（内訳）	（資源化量内訳）		（再生利用率内訳）	
紙類	41,312	2,679,946	6.1	7.0
金属類	8,265	706,115	1.2	1.9
ガラス類	9,534	607,879	1.4	1.6
ペットボトル	5,691	342,680	0.8	0.9
プラスチック類	19,081	735,057	2.8	1.9
布類	2,609	169,191	0.4	0.4
その他	14,397	2,135,135	2.1	5.6

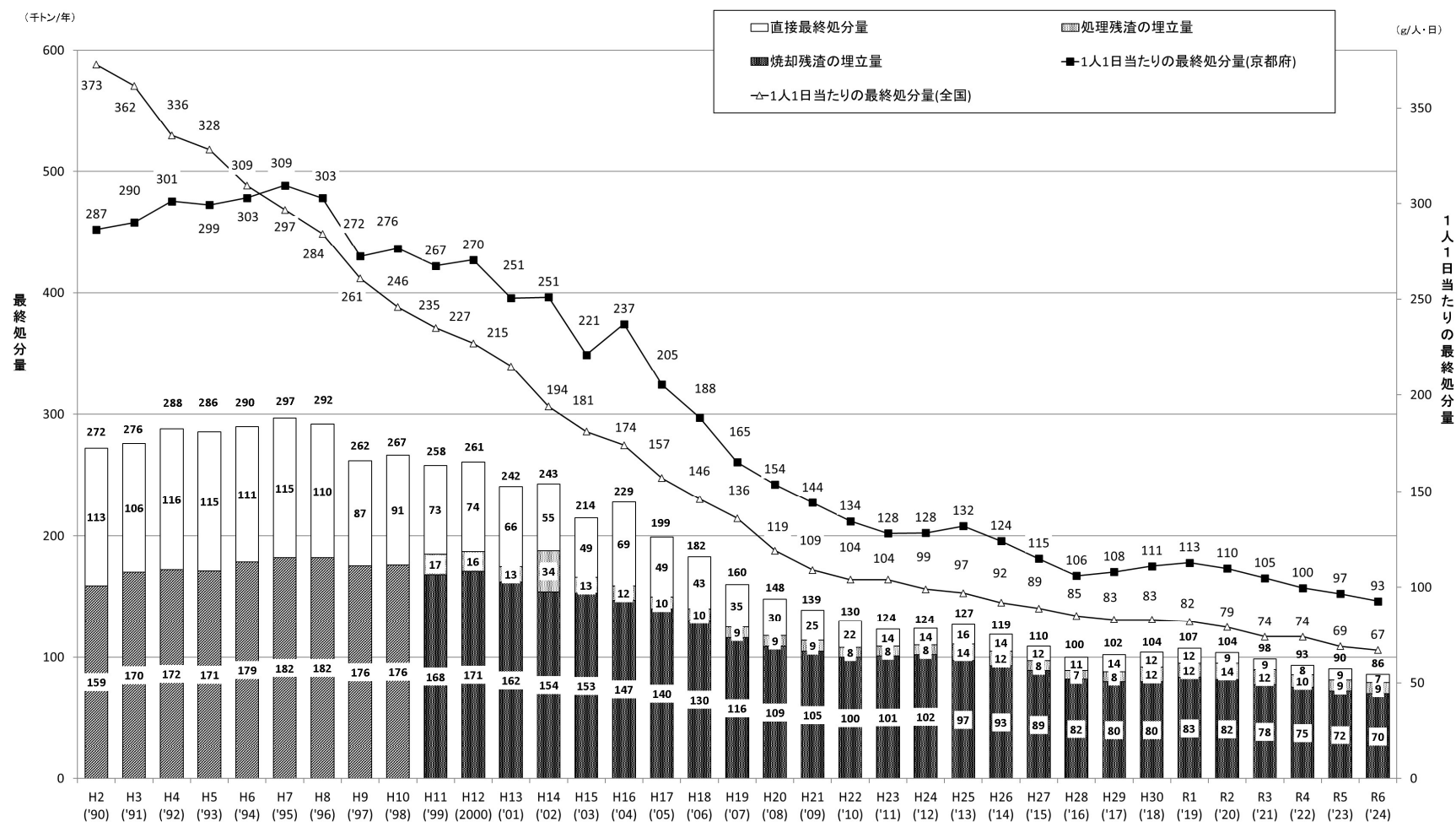
（注）・端数処理により収支が合わない場合がある。

注1）端数処理により収支が合わない場合がある。（注2）平成11（1999）年以前は中間処理後資源化量及び直接資源化量の和のみを記載。

一般廃棄物の現状

最終処分量

- 令和6年度の府内の最終処分量は86千トンであり、令和元年度以降、減少傾向が続いている。また、1人1日当たりの最終処分量は93グラムであり、全国値よりも高い値で推移している。
- 最終処分量の内訳は、焼却残渣の埋立量が70千トン、焼却以外の中間処理残渣の埋立量が9千トン、直接最終処分量が7千トンとなっており、焼却残渣が最終処分量全体の81.5%を占めている。

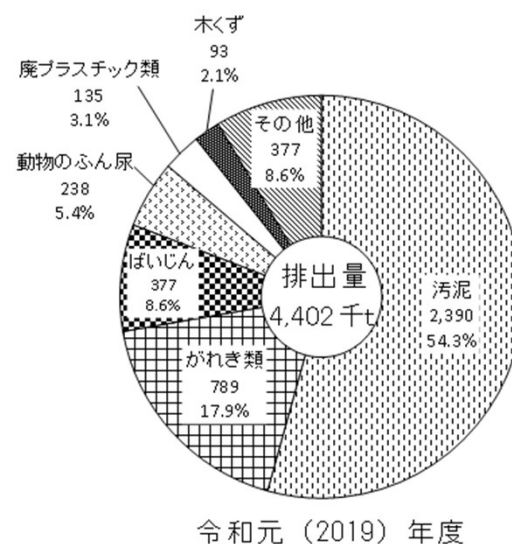
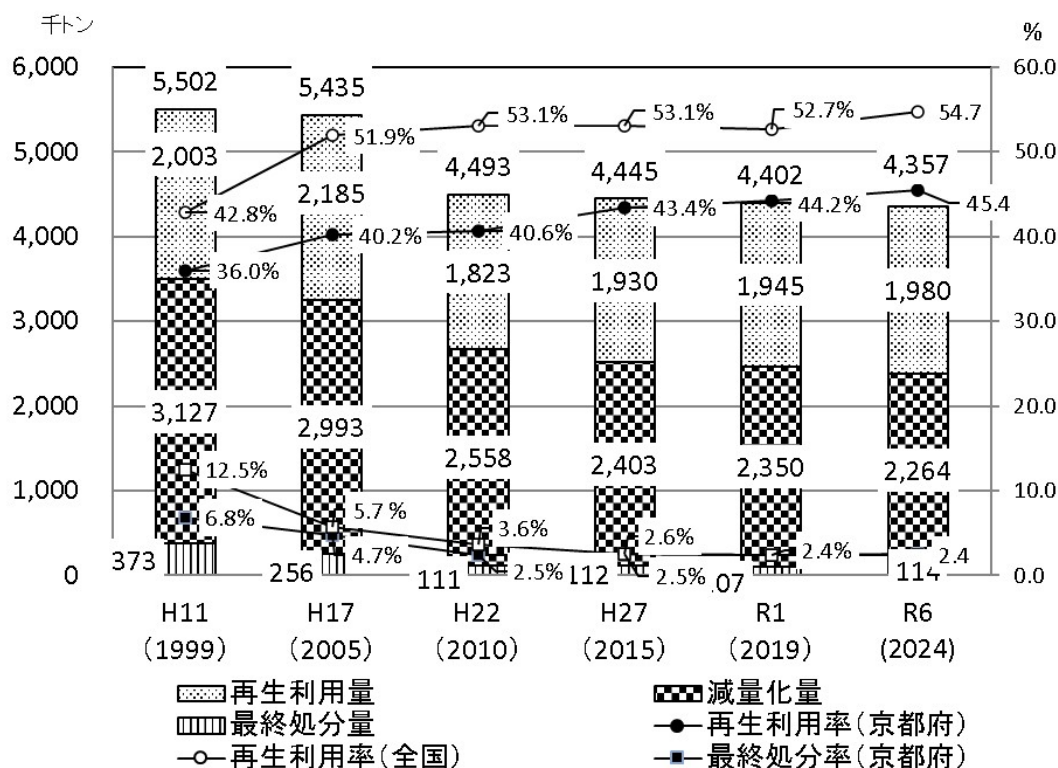


(注1) 焼却処理により収支が合わない場合がある。(注2) 平成10(1998)年以前は処理残渣の埋立量及び焼却残渣の埋立量の和を焼却残渣の埋立量として把握している。

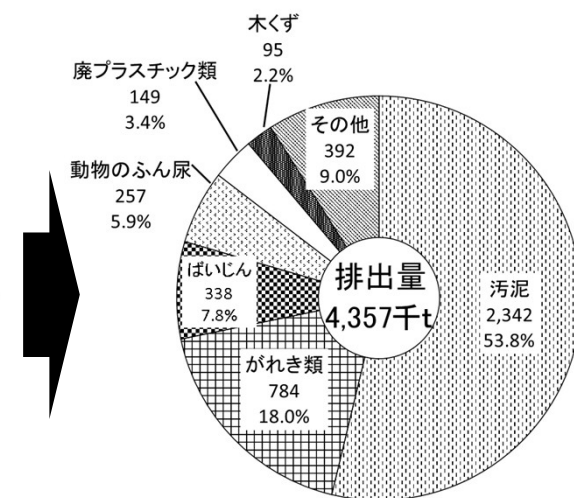
産業廃棄物の現状

排出量（種類別）

- 令和6年度の府内の産業廃棄物の排出量は4,357千トンであり、平成22（2010）年度と比較すると、概ね横ばいで推移している。
- 種類別でみると、汚泥が2,342千トン（53.8%）と最も多く、がれき類が784千トン（18.0%）、ばいじんが338千トン（7.8%）、動物のふん尿が257千トン（5.9%）の順になっており、この4品目で全体の85.5%を占めている。
- 令和元年度と令和6年度の排出量を比較すると、全体では45千トン減少している。種類別では、汚泥が48千トン減少している一方、動物のふん尿等は増加している。



令和元（2019）年度



令和6（2024）年度

産業廃棄物の現状

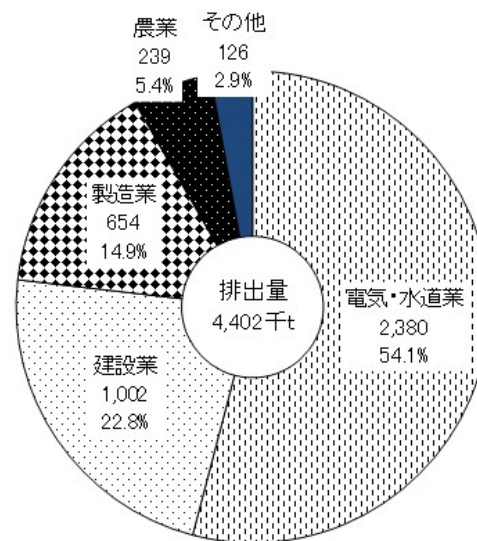
排出量（業種別）

- 業種別にみると、電気・水道業が2,294千トン（52.6％）と最も多く、建設業が1,044千トン（24.0％）、製造業が618千トン（14.2％）、農業が258千トン（5.9％）の順になっており、この4業種で全体の96.7％を占める。
- さらに種類別でみると、電気・水道業では汚泥とばいじん、建設業ではがれき類、製造業では汚泥、農業では動物のふん尿の排出量が多い。
- 令和元年度と令和6年度の排出量を比較すると、電気・水道業が86千トン、製造業が36千トンそれぞれ減少しているが、建設業が42千トン、農業が19千トンそれぞれ増加している。

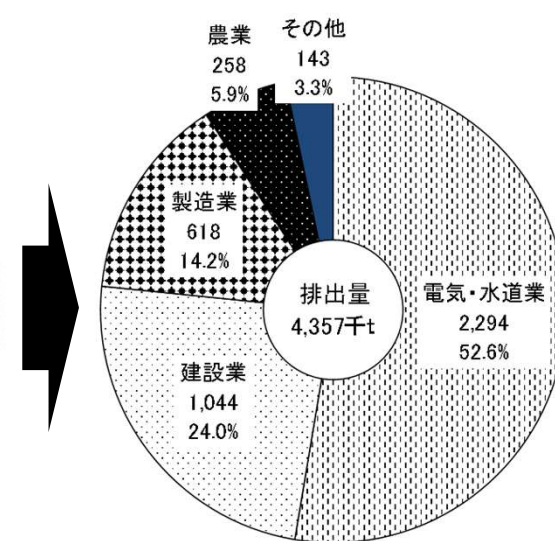
(単位:千t/年)

	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	宿泊・飲食	教育・学習	医療・福祉	サービス業※1	その他の業種※2
合計	4,357	258	0	1,044	618	2,294	4	13	72	11	6	22	9	6
燃え殻	5			0	1	4	0			0		0		
汚泥	2,342			112	263	1,952		0	11	0	0	0	0	3
廃油	37			1	29	0	0	0	4	2	0	0	0	0
廃酸	16			0	16				0		0	0	0	0
廃アルカリ	9			1	8				0	0		0	0	0
廃プラスチック類	149	1	0	18	76	0	2	7	22	7	3	10	2	3
紙くず	13			3	10									
木くず	95		0	70	16	0	2	2	2	0	0	0	0	2
繊維くず	2			2	0									
動植物性残さ	59				59									
動物系固形不要物														
ゴムくず	1				1					0			0	
金属くず	44		0	8	16	0	0	2	15	1	1	1	1	0
ガラス陶磁器くず	66			34	27	0	0	0	3	0	0	1	0	0
鉱さい	72			0	71	0					0			
がれき類	784			762	16	0	0	1	5	0	0		0	0
ばいじん	338			0	1	338								
動物のふん尿	257	257												
動物の死体	0	0												
水銀廃棄物	1			0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
その他産業廃棄物	66			32	10	0	0	1	9	1	1	11	1	1

(注)・サービス業は、「学術・専門」、「生活・娯楽」、「サービス業」の合計値である。
 ・その他の業種は、「林業」、「漁業」、「物質質買業」、「公務」の合計値である。
 ・「0」表示は500t/年未満であること、空欄は該当値がないことを示している。



令和元（2019）年度



令和6（2024）年度

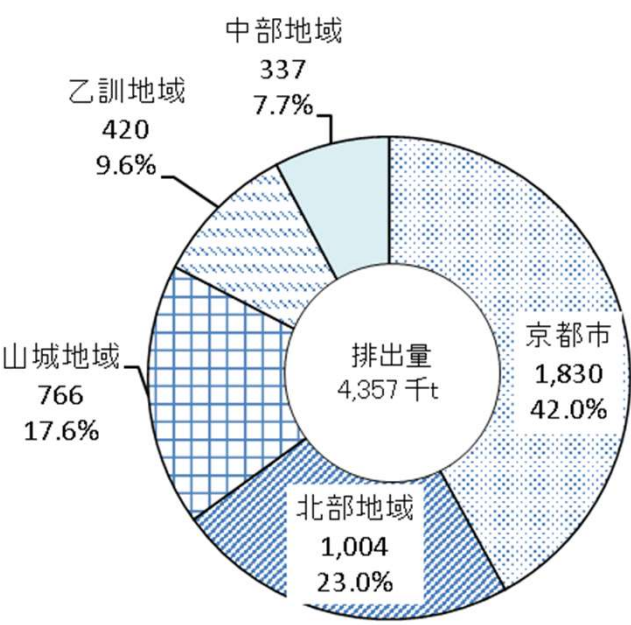
産業廃棄物の現状

排出量（地域別）

- 排出量を地域別にみると、京都市が1,830千トン（42.0%）、北部地域が1,004千トン（23.0%）、山城地域（乙訓地域を除く）が766千トン（7.6%）、乙訓地域が420千トン（9.6%）、中部地域が337千トン（7.7%）となっている。
- 排出量の多い京都市では、汚泥の排出量が最も多くなっているが、これは、下水道汚泥によるものである。
- また、北部地域では、ばいじんが多くなっているが、これは、火力発電所が立地しているためである。

排出量
(単位:千t/年)

業 種 種 類	合計	京都市	北部地域	中部地域	乙訓地域	山城 地域
合計	4,357	1,830	1,004	337	420	766
燃え殻	5	1	4			
汚泥	2,343	1,070	345	125	352	451
廃油	37	17	5	2	1	12
廃酸	16	3	10	2		1
廃アルカリ	9	5	1	1	1	1
廃プラスチック類	149	61	16	8	3	61
紙くず	13	6	1			6
木くず	95	48	19	4	6	18
繊維くず	2	2				
動植物性残さ	59	2	11	9	2	35
動物系固形不要物						
ゴムくず	1				1	
金属くず	44	26	7	3	3	5
ガラス陶磁器くず	66	21	18	1	2	24
鉱さい	72	29	42			1
がれき類	784	488	93	26	48	129
ばいじん	338		338			
動物のふん尿	257	2	91	155		9
動物の死体	0	0	0	0	0	0
水銀廃棄物	1	1				
その他産業廃棄物	66	48	3	1	1	13



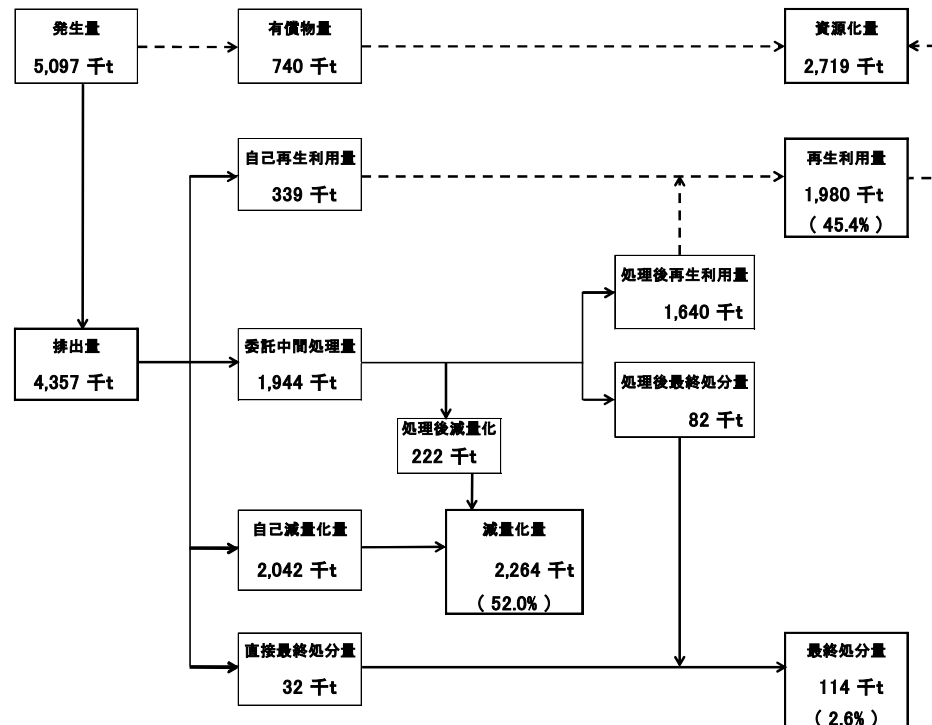
令和6(2024)年度

地域区分	保健所区分	対象市町村
京都市		京都市
北 部	丹後保健所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
	中丹東保健所	舞鶴市、綾部市
	中丹西保健所	福知山市
中 部	南丹保健所	亀岡市、南丹市、京丹波町
乙 訓	乙訓保健所	向日市、長岡京市、大山崎町
山 城	山城北保健所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
	山城南保健所	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

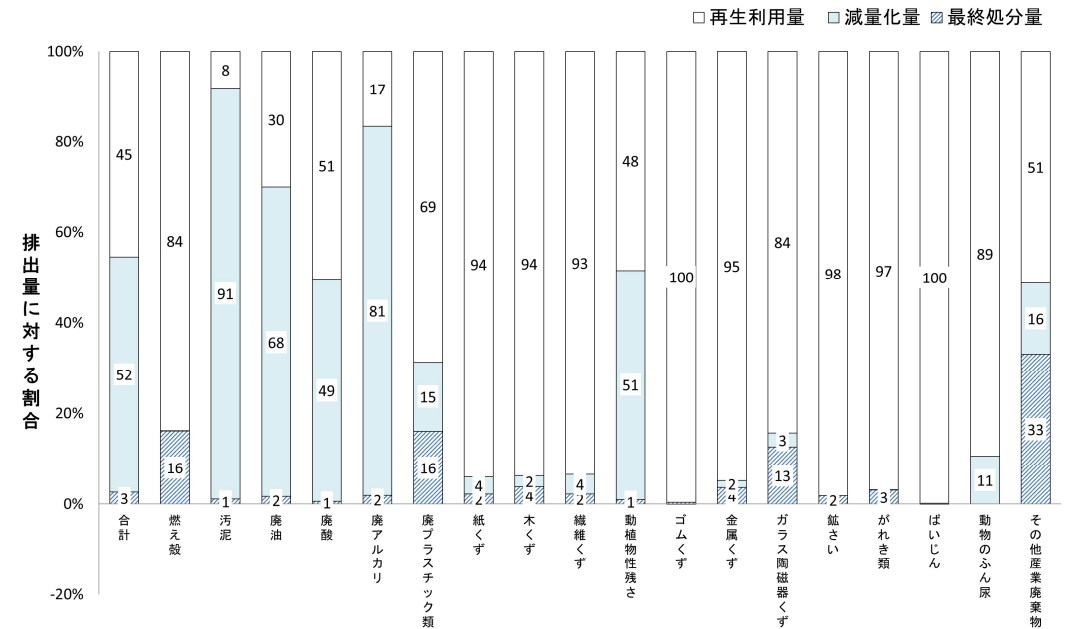
産業廃棄物の現状

処理状況

- 令和6年度の産業廃棄物4,357千トンの内訳は、排出事業者自ら再生利用した量が339千トン、排出事業者自らの中間処理により減量化された量が2,042千トン、委託により中間処理された量が1,944千トン、直接最終処分された量が32千トンである。
- 委託中間処理された産業廃棄物1,944千トンについては、中間処理後、1,640千トンが再生利用され、82千トンが最終処分されている。
- 排出量の最も多い汚泥は、排出事業者自らによる脱水、乾燥及び焼却等の処理により、減量化量が非常に大きくなっている。
- 排出量の多いがれき類、ばいじん、動物のふん尿については、大部分が再生利用されている。



(注) 端数処理により収支が合わない場合がある。



(単位: 千t/年)

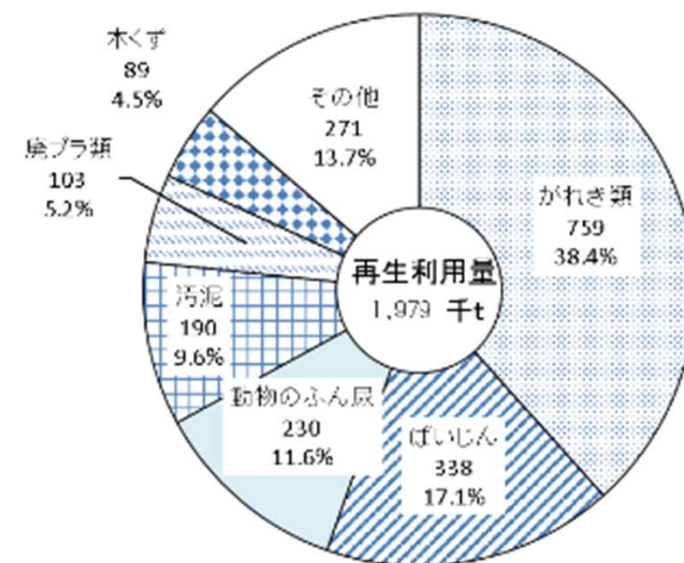
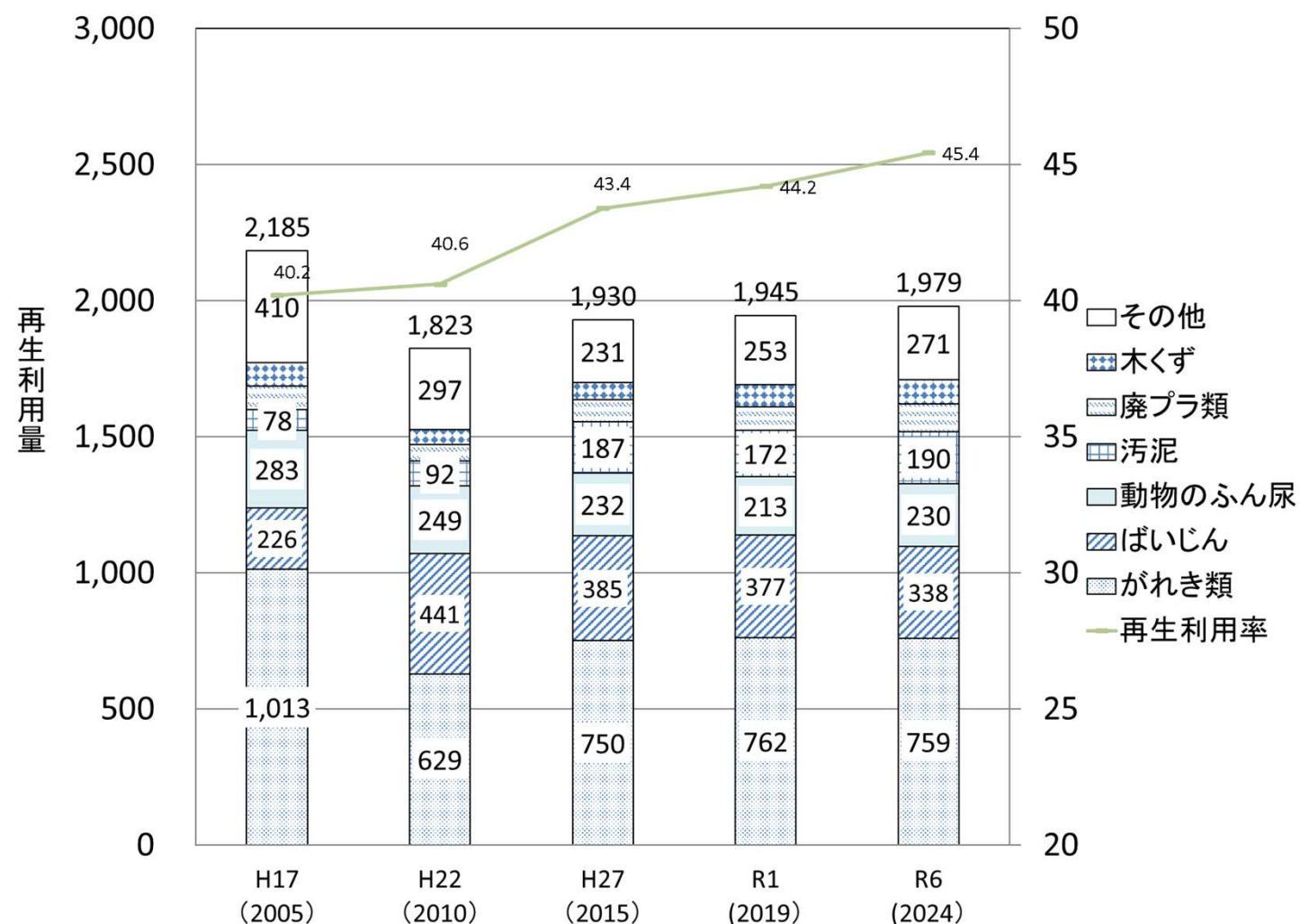
	合計	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動物植物性残さ	ゴムくず	金属くず	ガラスくず等	鉱さい	がれき類	ばいじん	動物のふん尿	その他
排出量	4,357	5	2,342	37	16	9	149	13	95	2	59	1	44	66	72	784	338	257	67
再生利用量	1,979	4	190	11	8	1	103	12	89	2	28	1	42	56	70	759	338	230	34
減量化量	2,264	0	2,127	25	8	7	23	0	2	0	30	-0	1	2	0	1	-0	27	11
最終処分量	114	1	25	1	0	0	24	0	4	0	1	0	2	8	1	24	0	0	22

(注) 端数処理により収支が合わない場合がある。

産業廃棄物の現状

再生利用状況

- 令和6年度の産業廃棄物の再生利用量は1,979千トン（再生利用率45.4%）であり、令和元年度と令和6年度を比較すると、再生利用量は34千トン増加し、再生利用率は1.2ポイント増加している。
- 種類別でみると、がれき類が759千トン（38.4%）と最も多く、ばいじんが338千トン（17.1%）、動物のふん尿が230千トン（11.6%）の順になっている。



産業廃棄物の現状

最終処分状況

- 令和6年度の産業廃棄物の最終処分量は114千トンであり、令和元年度と令和6年度を比較すると、7千トン増加している。
- 種類別にみると、汚泥が25千トン（22.4%）と最も多く、がれき類が24千トン（21.1%）、廃プラスチック類が24千トン（21.1%）の順になっている。
- また、業種別にみると、建設業が54千トン（47.1%）と最も多く、製造業が18千トン（16.1%）、電気・水道業が16千トン（14.2%）の順になっている。
- 建設業ではがれき類が、製造業では廃プラスチック類が、電気・水道業では汚泥が、最も多く最終処分されている。

